小平市教育委員会事務の点検及び評価

― 令和７年度分 ―

報　　告　　書

令和８年９月

小平市教育委員会

目　次

Ⅰ　点検･評価の概要 1

Ⅱ　点検･評価の対象事業 2

Ⅲ　点検･評価の結果 4

基本的施策１　確かな学力の向上 4

No.1　授業支援システムの全学年への導入（指導課） 5

No.2　指導者用デジタル教科書の導入（指導課） 5

No.3　デジタル利活用支援員の配置（指導課） 6

No.4　学習補助員の配置（指導課） 6

No.5　中学校放課後学習教室の実施（地域学習支援課） 7

No.6　第５次小平市こども読書活動推進計画に基づいた取組の実施（図書館） 8

No.7　学校図書館への支援（図書館） 9

No.8　ティーンズ委員会の開催（図書館） 9

基本的施策２　健やかな体の育成 11

No.9　「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用（指導課） 12

No.10　「楽しみながら運動プログラム」の実践（指導課） 12

No.11　小学校給食調理業務委託の実施（学務課） 13

No.12　食物アレルギーへの適切な対応（学務課） 14

No.13　学校給食費に関する保護者負担の軽減（学務課） 14

No.14　児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施（学務課） 15

基本的施策３　豊かな心の育成 17

No.15　いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進（指導課） 18

No.16　児童会・生徒会サミットの実施（指導課） 19

No.17　人権教育の推進（指導課） 20

No.18　スクールソーシャルワーカー活用事業の実施（指導課） 21

No.19　不登校児童・生徒への支援の充実（指導課） 21

基本的施策４　自立心の養成 23
No.20　小・中学校におけるキャリア教育の推進（指導課） 24
No.21　実践的な安全教育の実施（指導課） 24
No.22　小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進（指導課） 25
基本的施策５　一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実 26
No.23　小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画の策定（指導課） 27
No.24　就学支援委員会の開催（指導課） 27
No.25　小・中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営（指導課） 28
No.26　医療的ケア児に対する看護師配置の実施（指導課） 29
基本的施策６　教員の資質向上 30
No.27　服務事故再発防止の取組の実施（指導課） 31
No.28　体験型地域理解研修の実施（指導課） 32
No.29　学校における働き方改革の推進（指導課） 32
No.30　学校における労働安全衛生体制の整備（指導課） 33
基本的施策７　学校の経営力向上 35
No.31　コミュニティ・スクールの推進（指導課） 36
No.32　部活動指導員の配置（指導課） 36
No.33　部活動外部指導員の配置（指導課） 37
No.34　部活動地域連携・地域移行の推進（指導課） 37
No.35　法律相談の実施（教育総務課） 38
基本的施策８　家庭教育への支援 39
No.36　子育て支援に関する講座の実施（公民館） 40
No.37　ブックスタートの実施（図書館） 41
基本的施策９　地域総がかりでの教育の推進 42
No.38　小平地域教育サポート・ネット事業の推進（地域学習支援課） 43
No.39　放課後こども教室の推進（地域学習支援課） 43
No.56　市立小学校朝の学校施設開放における見守り員の配置（地域学習支援課） 44
基本的施策 10　教育環境の整備 45
No.40　学校大規模改造工事等の実施（教育総務課） 46

No.41　学校施設の更新（教育総務課） 47
No.42　学習者用端末の更改（指導課） 47
No.57　通学路防犯カメラの増設（学務課） 48
基本的施策 11　多様な学びをつなぐ生涯学習の推進 49
No.43　非核平和学習事業の実施（地域学習支援課） 50
No.44　公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築（公民館） 50
No.45　公民館事業企画委員会による講座企画（公民館） 51
No.46　公民館の在り方の検討（公民館） 52
No.47　ハンディキャップサービスの実施（図書館） 52
No.48　特定歴史公文書の収集・整理・保存（図書館） 53
No.49　図書館におけるＷｉ－Ｆｉ環境整備（図書館） 54
No.50　デジタルアーカイブの拡充（図書館） 54
No.51　電子図書館サービスの開始（図書館） 55
No.52　国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局：文化スポーツ課） 56
No.53　発掘調査写真のデジタル化（市長部局：文化スポーツ課） 56
基本的施策 12　生涯学習を通じた地域づくりの推進 58
No.54　地域と連携したジュニア向け講座の実施（公民館） 59
No.55　地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施（公民館） 60
Ⅳ　学識経験者からの意見 61
Ⅴ　資料編 67
《資料1》 小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針 67
《資料2》 小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱 68
《資料3》 小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者設置要綱 69
《資料4》 点検･評価の経過 70

Ⅰ　点検･評価の概要

１　実施の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第２６条において、教育委員会はその権限に属する事務について毎年自ら点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに公表することが義務づけられています。

小平市教育委員会では、点検・評価を実施するに当たって、その意義を次のように定めました。

○毎年度、自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
○点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

２　実施の方法

(1) 点検・評価の対象

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき、第二次小平市教育振興基本計画に定める基本的施策の達成のため、毎年度策定する年次計画に掲げた５５事業と、その他教育委員会が特に重要と認める２事業を選定し、合わせて５７事業を点検・評価の対象としました。

(2) 自己点検・評価

(1) の事業について、教育委員会内の所管課（館）が、所定の様式により、自ら点検・評価を行いました。（Ⅲに掲載）

様式には、事業概要、取組内容、活動指標、自己評価、今後の方向の項目を設け、事業の目的・対象を端的に記述するとともに、事業の成果と活動内容をできる限り数値で表すことによって、分かりやすい表現に努めました。

なお、平成２７年度の組織改正により、スポーツに関すること及び文化に関することを市長部局に移管又は補助執行いたしましたが、第二次小平市教育振興基本計画の目標の実現に寄与する事業については、引き続き点検・評価の対象とするため、該当する事業については、市長部局の文化スポーツ課が点検・評価を行いました。

(3) 学識経験者の知見の活用

地方教育行政法第２６条第２項では、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

教育委員会では、２人の学識経験者に、自己点検・評価の結果等を説明し、質疑応答を重ねた上で、ご意見・評価をいただきました。（Ⅳに掲載）

Ⅱ　点検・評価の対象事業

１　「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」に定める主要事業

No.	事　業　名	基本的施策
1	授業支援システムの全学年への導入	１　確かな学力の向上
2	指導者用デジタル教科書の導入	
3	デジタル利活用支援員の配置	
4	学習補助員の配置	
5	中学校放課後学習教室の実施	
6	第５次小平市こども読書活動推進計画に基づいた取組の実施	
7	学校図書館への支援	
8	ティーンズ委員会の開催	
9	「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用	２　健やかな体の育成
10	「楽しみながら運動プログラム」の実践	
11	小学校給食調理業務委託の実施	
12	食物アレルギーへの適切な対応	
13	学校給食費に関する保護者負担の軽減	
14	児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施	
15	いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進	３　豊かな心の育成
16	児童会・生徒会サミットの実施	
17	人権教育の推進	
18	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	
19	不登校児童・生徒への支援の充実	
20	小・中学校におけるキャリア教育の推進	４　自立心の養成
21	実践的な安全教育の実施	
22	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進	
23	小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画の策定	５　一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実
24	就学支援委員会の開催	
25	小・中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営	
26	医療的ケア児に対する看護師配置の実施	
27	服務事故再発防止の取組の実施	６　教員の資質向上
28	体験型地域理解研修の実施	
29	学校における働き方改革の推進	
30	学校における労働安全衛生体制の整備	
31	コミュニティ・スクールの推進	７　学校の経営力向上
32	部活動指導員の配置	
33	部活動外部指導員の配置	
34	部活動地域連携・地域移行の推進	
35	法律相談の実施	

No.	事　業　名	基本的施策
36	子育て支援に関する講座の実施	8　家庭教育への支援
37	ブックスタートの実施	
38	小平地域教育サポート・ネット事業の推進	9　地域総がかりでの教育の推進
39	放課後こども教室の推進	
40	学校大規模改造工事等の実施	10　教育環境の整備
41	学校施設の更新	
42	学習者用端末の更改	
43	非核平和学習事業の実施	11　多様な学びをつなぐ生涯学習の推進
44	公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築	
45	公民館事業企画委員会による講座企画	
46	公民館の在り方の検討	
47	ハンディキャップサービスの実施	
48	特定歴史公文書の収集・整理・保存	
49	図書館におけるWi－Fi環境整備	
50	デジタルアーカイブの拡充	
51	電子図書館サービスの開始	
52	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進	
53	発掘調査写真のデジタル化	
54	地域と連携したジュニア向け講座の実施	12　生涯学習を通じた地域づくりの推進
55	地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施	

2　教育委員会が特に重要であると認める事業

No.	事　業　名	基本的施策
56	市立小学校朝の学校施設開放における見守り員の配置	9　地域総がかりでの教育の推進
57	通学路防犯カメラの増設	10　教育環境の整備

III　点検･評価の結果

基本的施策１　確かな学力の向上

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・学習指導要領においては、こどもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

小平市では、児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを目指しています。

また、各学校においては、児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントが求められています。

・児童・生徒の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、一人１台の学習者用端末を効果的に活用した授業改善が求められています。

・「第５次小平市こども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館との連携に力を入れていきます。学校図書館の更なる活性化支援及び調べ学習支援をより充実させるため、図書館の情報拠点としての機能強化が求められています。

・こどもの読書活動を推進するには、より早い時期から読書に親しむ環境を整える必要があります。また、中学生・高校生に対して、読書への関心を高める取組が必要です。

令和７年度の主要事業

No.１　授業支援システムの全学年への導入
No.２　指導者用デジタル教科書の導入
No.３　デジタル利活用支援員の配置
No.４　学習補助員の配置
No.５　中学校放課後学習教室の実施
No.６　第５次小平市こども読書活動推進計画に基づいた取組の実施
No.７　学校図書館への支援
No.８　ティーンズ委員会の開催

成果指標

	成果指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	全国学力・学習状況調査（質問紙）「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答する割合（%）	小学校	83.4	86.4	84.9
		中学校	80.3	87.1	85.1
②	全国学力・学習状況調査平均正答率（小学校・国語）（%）	小平市	69	70	71
		全　国	67.2	67.7	66.8
③	全国学力・学習状況調査平均正答率（小学校・算数）（%）	小平市	66	67	63
		全　国	62.5	63.4	58.0
④	全国学力・学習状況調査平均正答率（中学校・国語）（%）	小平市	73	63	59
		全　国	69.8	58.1	54.3
⑤	全国学力・学習状況調査平均正答率（中学校・数学）（%）	小平市	56	59	57
		全　国	51	52.5	48.3

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.1　授業支援システムの全学年への導入（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和６年度	教員が授業支援システムを活用し、授業を円滑に行えるようにすることで、学習者用端末の効果的な活用を図り、児童・生徒の学びにつなげる。	市立学校の教員 市立学校に在籍する児童・生徒

【事業概要】

市立学校全校に授業支援システムを導入し、学習者用端末の効果的な活用を図る。

【具体的取組内容】

市立小・中学校の全学年に対して授業支援システムを導入した。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
授業支援システムを使用した学校数（校）		２７	２７

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

授業支援システムの活用により、教員は学習者用端末を活用して、テストや課題の一括集計が可能になるほか、児童・生徒の学習データを保管することにより、個別最適化された指導が可能になった。また、児童・生徒は、画面の共有や画面転送機能を使用することにより、他の児童・生徒の考えを知ることができ、より深い学びの実現につながった。

今後の方向

学習者用端末の更なる効果的な活用を図るとともに、各学校の教育活動への支援を行う。

No.2　指導者用デジタル教科書の導入（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和４年度	指導者用デジタル教科書を活用し、教員の授業準備に費やす時間を軽減しながらも、視覚的で児童・生徒の興味・関心を高める授業づくりを可能とすることにより、確かな学力の向上を図る。	市立学校の教員

【事業概要】

市立学校に指導者用デジタル教科書を配備し、授業での活用を図る。

【具体的取組内容】

指導者用デジタル教科書（国語、算数（数学）及び英語）を、すべての市立小・中学校に配備を行う。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
指導者用デジタル教科書を使用した校数（校）	２７	２７	２７

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

指導者用デジタル教科書の活用により図表や写真の提示や拡大などが簡便になり、教員の授業準備の効率化につながっている。また、文字だけではイメージを共有しにくいものを、写真や動画等を用いて提示することができ、児童・生徒の興味・関心を高める授業づくりにつながったと捉えている。

今後の方向	指導者用デジタル教科書を効果的に活用した授業実践の事例を収集し、市立小・中学校に広く展開することで引き続き教員の授業力向上を図る。

No.3　デジタル利活用支援員の配置（指導課）

事業の内容	【開始年度】 令和５年度	【目的】 デジタル利活用支援員を配置し、ＧＩＧＡスクール構想の実現により増大した教員のＩＣＴに係る業務負担を軽減し、課題に対応する。	【対象】 市立学校の教員
	【事業概要】 各学校現場において、ＧＩＧＡスクール構想の実現により新たに発生したＩＣＴに係る業務（機器操作の習得や機器の設置準備等）の支援を行う。		
	【具体的取組内容】 (1) 支援方法 教育委員会に配置されたデジタル利活用支援員１人が、各学校を巡回する。 (2) 支援内容 ・学校におけるＩＣＴ機器を用いた授業の支援・準備・相談 ・学校におけるＩＣＴ機器の保守・点検・設定・調整業務 ・教員等研修内容計画、資料作成及び研修の実施		

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
デジタル利活用支援員が支援した学校数（校）	２７	２７	２７

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 デジタル利活用支援員の配置が定着したことで、教員が抱える課題へ迅速に対応する支援体制、ＩＣＴ機器の管理体制が緊密に機能している。 学校現場におけるＩＣＴに係る業務負担を軽減するとともに、授業等の学習活動においてＩＣＴ機器が有効に活用される環境を整えることに寄与した。 ＩＣＴに関連する技術的な仕様・運用変更等があった際には都度説明、周知を行っており、学校現場のＩＣＴ知識の理解、円滑なＩＣＴ機器利活用に寄与している。
今後の方向	授業で使用するデジタルコンテンツの種類の増加に伴い発生する、教員の抱える個別の課題について対応できるよう、引き続きデジタル利活用支援員による専門的な支援を行っていく。

No.4　学習補助員の配置（指導課）

事業の内容	【開始年度】 令和３年度	【目的】 学校ごとのニーズに沿った柔軟で広範な人材の配置を行い、教育活動の充実を図る。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒
	【事業概要】 児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等を行う学習補助員を配置する。各学校の教育活動の支援を行うほか、一人ひとりの特性に応じて学習活動のサポートを行う。		
	【具体的取組内容】 学校管理職の指示を受け、担任の教諭等と連携しながら、学習活動の支援や安全確保の支援を行った。 (1) 配置 市立学校全校の通常の授業時及び宿泊学習等に配置 市立学校特別支援学級（知的、自閉・情緒）に配置 肢体不自由の児童・生徒へは個別に週５日配置 (2) 研修 学習補助員の資質向上を図った。 開催回数　３回　　参加者数　延べ７６人（令和６年度：１１６人）		

	【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	配置した学習補助員の総勤務時間数（時間）	91,401	98,231	96,902
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな対応を図ることができた。 ・宿泊学習等における児童・生徒の身辺介助や安全管理体制を整備することで、安全かつ円滑な教育活動を実施できた。 ・新たに設置した小平第二中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級に学習補助員を配置し、支援を充実させることができた。 ・中学校の通常の学級に発達障害教育等支援員として学習補助員を配置した場合に、配置時間数を拡充し、支援を充実させることができた。 ・研修では、東京都教育委員会が作成した資料「ＬＩＦＴ」の内容に関して学習者用端末を使用して体験会を実施し、ＩＣＴ機器による学習支援に関する知識の向上を図ることができた。			
今後の方向	引き続き学習補助員の配置を行い、各学校の教育活動への支援を行う。			

No.5　中学校放課後学習教室の実施（地域学習支援課）

事業の内容	【開始年度】 平成２６年度	【目的】 学習内容の補充を目的に､地域の人材を活用した放課後等の学習支援を行う。	【対象】 市立中学校の生徒
	【事業概要】 地域と学校の連携・協働による地域学校協働活動の一環として、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施する。		
	【具体的取組内容】 地域教育コーディネーターが、学習内容や講師選定等について学校と協議しながら、放課後や週末、長期休業期間中に、元教員、大学生など、地域の方を講師として、教科の補習や定期考査、検定対策などの学習支援を実施した。		

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施回数（回）	２８１	２９４	４００

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・市立中学校全校で実施することができた。 ・学校と協議しながら、多くの生徒への学習支援ができるよう努めた。 実施回数　延べ４００回　　参加人数　延べ４，７６９人
今後の方向	全校で安定的・効果的な取組が実施できるよう、地域の人材を発掘するとともに、人材育成を図るための研修会を実施する。引き続き、研修会や情報交換等により、取組内容の充実を図る。

No.6　第５次小平市こども読書活動推進計画に基づいた取組の実施（図書館）

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和７年度	こどもの読書活動を推進する。	こども（０～１８歳）

【事業概要】

図書館を中心とした、こどもの教育や育成に携わる関係各課が、それぞれの分野でこどもの読書活動の推進のための事業を実施し、読書環境の整備・充実を図る。

図書館においては、幼い時期に読書習慣が身に付くような施策に取り組み、学校図書館との連携・協力体制の充実を図るとともに、小学生・中学生・高校生に対し、図書館を利用し、本に興味・関心を持つよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に努める。

事業の内容

【具体的取組内容】

(1) 未就学児及び就学児への取組
- ①　「おはなし会」（全１９９回）、「絵本のへや」（全９４回、乳幼児対象）　実施：全館
- ②　読書意欲の向上に向けた取組　実施：全館
 春及び秋のこども読書月間（「読書ノート」配布、展示他）、本のパック貸出※など
 ※テーマや年齢別に、図書館職員が選んだ育児書や絵本・児童書、わらべうたのリストなどをセットにして貸し出すもの。
- ③　イベント、講演会　実施：中央図書館及び地区図書館
 「夏休み家族一日図書館員」、「休館日の図書館にようこそ」、「親子で楽しむおえかきワークショップ」、「おはなし工作会」、「こどものためのライブラリーコンサート」など
- ④　学校との連携
 学級文庫等へ団体貸出、ブックトーク、「夏休みおすすめ本リスト」配布、図書館見学・職業体験受入れなど

(2) 中・高校生への取組
- ①　イベント「中・高校生向け図書館ボランティア体験」（参加７人）　実施：中央図書館
- ②　読んだ本の感想などを記録する読書手帳の配布　実施：全館

(3) 保護者等への啓発
「おとなのためのおはなし会」、「読み聞かせ実践講座」（全２回）など
実施：中央図書館

(4) 関係各課との連携
幼稚園、こども広場などで０～３歳への読み聞かせや手遊びなどを行う「出張絵本のへや」、公民館、小平地域教育サポート・ネット事業などでの読み聞かせや読み聞かせ講座等の実施

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
おはなし会・絵本のへや開催回数（回）	３０１	３１５	２９３

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・こどもが成長過程に合った本に触れることができる機会を増やし、テーマごとに集めた本を展示するなど、読書に対する興味喚起を図る行事等を実施することができた。
・本のパック貸出や、あらすじを書いたカードの展示など、どの本を選べばよいか迷う保護者にも気軽に手に取ってもらえ、また普段は読まないジャンルや作家との出会いを提供する機会をつくり、利用者の読書意欲の向上を図ることができた。
・読書の記録をつけることで書く力や要約する力を養うことを目的とした「読書手帳」をティーンズ世代に配布し、継続的な読書習慣が身に付くきっかけとなる支援を行うことができた。

今後の方向

こどもの読書環境の課題を検討し、第５次小平市こども読書活動推進計画に基づき、関係各課と連携しながらサービス内容を工夫し、継続的に実施していくことでこどもの読書環境の充実を図る。

No.7　学校図書館への支援（図書館）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成１８年度	学校図書館の効果的な利用を図る。	学校図書館

【事業概要】

学校図書館の運営支援及び機能充実のため、学校図書館相談員の巡回及び相談業務、学校司書の市立学校全校への配置及び市立小・中学校への調べ学習用図書の貸出を行う。

【具体的取組内容】

(1) 学校図書館相談員の配置
　仲町図書館に配置した２人が、市立小・中学校を巡回し、相談業務を行った。
　主な相談内容　学校図書館システムの操作、同システムを使用した蔵書点検の支援、購入図書の選書、学校でのブックトーク など
(2) 学校司書の配置
　各校に１人ずつ学校司書を配置。司書教諭や図書担当教諭の指示のもと、児童・生徒たちの学校図書館の利用支援や整備等を行い、学校図書館を運営した。
(3) 学校司書への研修
　授業支援に関する様々な実践方法の習得など、技能向上のため、講義及びワークショップ形式の研修を実施した。
　内容　学校図書館における地域資料(デジタル)の活用法や授業･読書支援について　等
　開催回数　７回（新人研修１回を含む）
(4) 調べ学習用図書の貸出
　調べ学習用図書の特別団体貸出を毎週火曜日に実施した。
　配送実績　小学校１８校　延べ２８０回
　　中学校　３校　延べ　１５回
　　配送冊数　　２０，９９６冊

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
配送便の配送回数（回）	３１９	３１７	２９５

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・学校司書の配置により、各校の学校図書館が整備され、児童・生徒の読書活動の支援を行うことができた。
・学校図書館相談員の定期的な巡回により、学校司書による図書館運営の充実に向けたサポートを行うことができた。
・研修により、学校司書の技能向上に寄与した。

今後の方向

・学校図書館の運営支援や機能の更なる充実のため、学校司書と学校図書館相談員、図書館との情報共有に努めるとともに、学校司書の読書指導能力の向上のため研修を行う。
・学校図書館を活用した学びの支援に向けた研究を行う。

No.8　ティーンズ委員会の開催（図書館）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成３０年度	１０代の読書活動の推進を図る。	市内在住・在学の中学生・高校生

【事業概要】

市内在住又は在学の中学生・高校生を対象とし、ティーンズ委員会の活動を通して、読書をすることの意義や楽しさを学び、お互いに本を薦め合うような読書環境の推進を図る。

<table>
<tr><td></td><td colspan="4">【具体的取組内容】
(1) 会議の開催
会議開催回数４回（６月～１２月）
(2) ティーンズ委員会大賞の決定
① 選考経過
第１回委員会 委員によるおすすめ本の意見交換
第２回委員会 大賞候補８作品を決定
第３回・第４回委員会 委員による話し合いで大賞（２作品）を決定
大賞作品 「星の教室」
「なんで人は青を作ったの？青色の歴史を探る旅」
② 大賞作品等のＰＯＰを作成し、仲町図書館にて展示</td></tr>
<tr><td></td><td>【活動指標】</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td></td><td>ティーンズ委員会の開催回数（回）</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>事業の評価</td><td colspan="4">【具体的取組内容の自己評価】
・中高生の参加に無理のない開催回数（４回）を実施した。
・会議により、委員同士の交流の場を提供できた。
・同じ志を持つ生徒が集まる場を設けることで、読書活動の推進を図ることができた。
・大賞の選考に向けた意見交換を通じて、委員同士が様々な考えに触れることで、作品へのより深い理解を促すことができた。</td></tr>
<tr><td>今後の方向</td><td colspan="4">・委員会で選出された大賞作品のほか、候補作品や委員のおすすめ等を学校図書館や市立図書館で紹介し活動の周知を図る。
・読書に親しみのない中高生も取り込んでいけるような活動を検討し、青少年の読書活動の推進を図る。</td></tr>
</table>

基本的施策２　健やかな体の育成

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・市立学校では、創意工夫のある体力向上に向けた取組や、小・中が連携した体力向上の取組を行っています。令和３年度以降の体力テストの結果からは、日常的に運動をすることについての二極化が見られたことから、楽しみながら体を動かすことを通して、運動意欲の向上と運動の日常化を目指すとともに、体育科、保健体育科の授業改善を通して、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に向け、健やかな体づくりを考えていくことが課題です。

・学校給食では、安全安心で充実した給食の提供とともに、食育の推進、食物アレルギーへの適切な対応、衛生管理の徹底などについて、引き続き取り組んでいく必要があります。

令和７年度の主要事業

№.９　「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用
№.10　「楽しみながら運動プログラム」の実践
№.11　小学校給食調理業務委託の実施
№.12　食物アレルギーへの適切な対応
№.13　学校給食費に関する保護者負担の軽減
№.14　児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施

成果指標

	成果指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（平均値）（小学校・男）	小平市	53.5	52.3	54.0
		全　国	52.6	52.5	53.0
②	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（平均値）（小学校・女）	小平市	54.2	54.0	54.6
		全　国	54.2	53.9	54.0
③	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（平均値）（中学校・男）	小平市	40.9	41.4	41.8
		全　国	41.1	41.9	42.2
④	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（平均値）（中学校・女）	小平市	46.9	48.2	46.3
		全　国	47	47.4	47.6
⑤	全国学力・学習状況調査（質問紙）「毎朝朝食を食べている」に対して、否定的に回答する割合（%）	小学校	3.3	3.9	4.6
		中学校	7.4	5.8	6.8
⑥	全国体力・運動能力、運動習慣等調査（質問紙）「進学後、授業以外でも運動したい」に対して、否定的に回答する割合（%）	小学校	男　10 女　11.8	男　10.2 女　15.7	男　13.1 女　14.8
		中学校	男　16.6 女　23.7	男　12.9 女　17.2	男　8.6 女　20.7

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.9「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２５年度	市立学校全校において体力向上への意識を高めるとともに、各学校の体力テストの結果に基づき、体力向上に向けた取組を推進する。	市立学校

【事業概要】

東京都教育委員会が「『アクティブプラン　ｔｏ　２０２０』－総合的な子供の基礎体力向上方策（第３次推進計画）－」に基づき、都内公立学校の全児童・生徒を対象として「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」を実施している。

これを受け、小平市では、６月の第１週に「こだいら一斉体力テスト週間」を実施し、各学校において、実施結果を基に、児童・生徒自らが課題を見つけ、体力向上への意識を高めるとともに、結果に基づいた一校一取組や小・中学校９年間を通した指導方法の改善を図る。

【具体的取組内容】

(1) 「こだいら一斉体力テスト週間」の設定
　６月２日（月）から６月６日（金）までの５日間

(2) 「児童・生徒体力テスト記録個票」の活用
　小・中連携教育の取組の一つである「体力アップチャレンジ」プログラムの一環として、児童・生徒が個人データを市独自の「児童・生徒体力テスト記録個票」に継続的に記録し、自らの記録内容を確認しながら、体力向上を図ろうとする意欲を高めるとともに、個に応じた体力向上への指導を行い、家庭への健康の増進に関する啓発を行った。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
一斉体力テスト週間実施校（校）	２７	２７	２７

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

市立学校全校で体力テストの結果を踏まえた独自の取組を実施しており、始業前の時間や休み時間等を活用し、教育活動全体を通して体力向上の日常化を図ることができた。

各学校は、市の平均と自校の結果を比較し、課題を明らかにした上で、各学校の課題に応じて楽しみながら運動プログラムの活用等を始めとした体育科及び保健体育科の授業改善を図っている。引き続き、運動意欲の向上と運動の日常化を目指すとともに、授業改善を通して健やかな体づくりを家庭とも連携して考えていく必要がある。

今後の方向

市立学校全校において、令和７年度の国、東京都、市及び自校の体力テスト結果の比較を基に、次年度に向けた取組目標、数値目標を定め、家庭と連携しながら日常的な活動等を展開する。

No.10　「楽しみながら運動プログラム」の実践（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２５年度	児童・生徒の運動習慣の定着と意欲の向上を図る。	市立学校

【事業概要】

地域の協力を得て開発した「楽しみながら運動プログラム」※を各校で実践する。

※「楽しみながら運動プログラム」…昔遊び、体つくり運動、集団でのボール運動等、学校での教育活動及び朝の時間、休み時間、放課後・家庭において、児童・生徒が進んで体を動かそうと興味・関心を持って取り組むことができる運動プログラム

【具体的取組内容】

「楽しみながら運動プログラム」のリーフレットを基に、各校が実情に応じた取組を展開し、体力向上や運動習慣の定着に向けて取り組んだ。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
一校一取組実施校（校）	２７	２７	２７

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 取組内容を集約し、学校に情報提供することにより、学校の実態に応じて取組の充実を促すことができた。
今後の方向	本取組の主旨や特色ある取組をまとめ学校に情報提供することで、児童・生徒の実態に応じた多様なプログラムの実施を促し、楽しさや喜びとともに体力の向上を図り、児童・生徒の運動習慣の定着を図る。

No.11　小学校給食調理業務委託の実施（学務課）

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２４年度	給食調理業務の民間委託を進めることで、給食の質を維持し、安全・安心で安定した給食を提供する。	市立小学校

事業の内容

【事業概要】

平成２３年８月に策定した「小平市立小学校給食の基本方針」に基づき、自校方式による小学校給食の調理業務を段階的に委託化する。

【具体的取組内容】

(1) 新規調理業務委託
　令和３年度までに１２校の給食調理業務の委託化を進めていたが、令和３年１２月に公表した「令和４年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」で、令和４年度から令和８年度までの給食調理業務委託について定め、令和５年度から小平第三小学校及び小平第七小学校での給食調理業務委託を開始し、委託校を１４校とした。
　その後の給食調理員の退職状況等を鑑みて令和５年１２月に追加変更を行い、令和７年度から小平第八小学校で給食調理業務委託を開始し、委託校を１５校とした。
　さらにその後の給食調理員の退職状況等を鑑みて令和６年１２月に追加変更を行い、令和８年度から小平第五小学校及び小平第九小学校で給食調理業務委託を開始し、委託校を１７校とした。
(2) 受託事業者の選定
　給食業務の企画等について提案させ、給食の質を確保するために、価格と品質を総合的に評価するプロポーザル方式により選定した。
①　三小（選定）令和７年度（業務開始）令和８年４月～
②　四小・学園東小（選定）令和７年度（業務開始）令和８年４月～
③　五小（選定）令和７年度（業務開始）令和８年４月～【新規】
④　七小・十一小（選定）令和７年度（業務開始）令和８年４月～
⑤　九小（選定）令和７年度（業務開始）令和８年４月～【新規】
⑥　鈴木小（選定）令和７年度（業務開始）令和８年４月～
※　②については、これまでの各校ごとの契約から複数校一括契約とした。
(3) 令和７年度の取組内容
　令和７年度には、令和８年４月から給食調理業務委託を開始する小平第五小学校及び小平第九小学校について、受託事業者の選定、磁器食器の購入、配膳ワゴンの買い替え、食器消毒保管庫の増設、立体炊飯器、スチームコンベクションオーブンの購入（九小）、食器洗浄機の改修（五小）等を行った。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
累計委託校（校）	１４	１４	１５

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・複数校一括契約への契約方法の見直しにより、学校間の人事交流、欠員対応など、安定的な給食提供を行うことができた。 ・委託校では、給食運営委員会（保護者、学校、委託事業者、教育委員会により構成）を定期的に開催し、保護者や児童の声を給食に反映させ、よりよい給食運営となるよう取り組むことができた。
今後の方向	・委託実施校における日常の給食運営状況や、給食運営委員会での意見などから、これまでの委託事業の実施状況が良好であったと判断し、引き続き調理業務委託を進めていく。 ・令和８年度以降は、市直営の学校が２校（小平第十小学校及び小平第十五小学校）となるが、この２校の今後の運営方法について検討を行う。

No.12　食物アレルギーへの適切な対応（学務課）

事業の内容	【開始年度】 平成２６年度	【目的】 市立小・中学校における食物アレルギーについての知識の向上と対応の徹底を図る。	【対象】 市立学校の教職員

【事業概要】

「小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針（平成２６年３月作成）」（以下、対応方針）、「小平市立小学校における食物アレルギー対応マニュアル（令和３年４月作成）」（以下、小学校対応マニュアル）、「小平市立中学校における食物アレルギー対応マニュアル（令和６年４月作成）」（以下、中学校対応マニュアル）等に基づき、統一的な食物アレルギー対応を行う。

また、学校関係者のアレルギーに関する更なる知識の向上と共通認識を図るため、食物アレルギー研修を実施する。

【具体的取組内容】

(1) アレルギー疾患対応研修会（東京都主催）への参加

養護教諭及びアドレナリン自己注射薬を携行する児童・生徒の学級担任教諭等が研修を受講した。　受講者数　６４人

(2) 食物アレルギーに関する校内研修の実施

(3) 小学校・中学校対応マニュアルに基づく給食のアレルギー対応の実施

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
東京都主催研修会の参加者数（人）	４０	４２	６４

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・学校における食物アレルギー対応について、研修受講者の理解を深めることができた。
・小学校においては、対応方針及び小学校対応マニュアルに沿った運用を行うことで、安全・安心な給食の提供ができた。
・中学校においては、対応方針及び中学校対応マニュアルに沿った運用を行ったほか、令和７年１２月に対応マニュアルを改訂し、より安全に食物アレルギー対応ができるようになった。

今後の方向

・東京都もアレルギー疾患対応研修に力を入れており、アレルギー疾患のある児童・生徒の学級担任教員等に受講を促していく。
・食物アレルギー対応は児童・生徒の命に関わるため、今後も教職員への研修実施を継続していく。
・各小・中学校において安全にアレルギー対応食を提供する体制を維持していく。

No.13　学校給食費に関する保護者負担の軽減（学務課）

事業の内容	【開始年度】 令和５年度	【目的】 教育費に係る保護者の経済的負担の軽減を図る。	【対象】 市立学校に通う児童・生徒の保護者

【事業概要】

多子世帯の学校給食費の負担軽減を目的に、令和６年１月から第３子以降の学校給食費無償化を開始した。その後、東京都が補助金制度を設けたことにより、令和６年６月からは市立小・中学校のすべての児童・生徒を対象に無償化を実施し、無償化期間は令和６年４月分から遡ることとした。また、食物アレルギー等により、毎日給食代替弁当を持参する児童・生徒の保護者に対する経済的な負担軽減を目的とした補助金の交付を行った。

令和７年度は、令和６年度に引き続き、学校給食費の無償化及び食物アレルギー等により給食代替弁当を持参する家庭に対する補助金の交付を行った。

	【具体的取組内容】 (1) 学校給食費の無償化 対象児童・生徒数　１３，４８５人　無償化補填金額　７８８，１８０，２１６円 (2) 食物アレルギー等による学校給食代替弁当補助 対象児童・生徒数　１４人　　補助金交付額　８１９，１２０円 (3) 物価高騰対策 急激な食材料費の高騰により、給食１食当たりの食材料費が学校給食費を上回る状況となっていたことから、令和６年４月に学校給食費を約１９．５％改定した。しかしながら、その後も生産コストの上昇等様々な要因により学校給食の食材料費の高騰が続いていたことから、学校給食の質を維持するために、令和７年度は１食当たり約６．９％の食材費補助を実施した。

【活動指標】	**令和５年度**	**令和６年度**	**令和７年度**
※設定なし			

事業の評価	**【具体的取組内容の自己評価】** 教育費に係る保護者の経済的負担を軽減することができた。
今後の方向	令和８年度は、国が創設した給食費負担軽減交付金や東京都の補助金等を活用し、学校給食費の無償化及び食物アレルギー等による学校給食代替弁当補助を継続実施する。令和９年度以降についても、引き続き、国や東京都の動向を注視し、当該事業の継続実施を検討する。なお、国の交付金や東京都の補助金に盛り込まれた不登校児童・生徒への金銭給付等の対策については、他市の動向を見極めていく。

No.14　**児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施（学務課）**

【開始年度】	**【目的】**	**【対象】**
昭和６０年度	児童・生徒の生活習慣を改善し、生活習慣病を予防する。	市立小学校第１学年・第４学年及び中学校第２学年の肥満度３０パーセント以上の児童・生徒

事業の内容

【事業概要】

市内指定の医療機関で生活習慣病予防健診を実施するとともに、学校において生活習慣見直しのためのフォローアップを行う。

【具体的取組内容】

(1) 健診の実施
対象学年である小学校第１学年、第４学年及び中学校第２学年を受診対象者とし、個別方式での健診を実施した。
(2) 令和７年度実績
対象学年（小学校）第１学年７人、第４学年２５人
（中学校）第２学年１１人
(3) フォローアップの実施
健診実施後、健診結果に基づき学校で養護教諭及び栄養士によるフォローアップを実施した。
(4) フォローアップマニュアルの作成
これまで学校ごとに対応していたフォローアップについて、全校で統一した対応ができるよう「生活習慣病予防のためのフォローアップ実施マニュアル」を令和６年度に作成し、令和７年度からマニュアルに基づきフォローアップを実施した。

【活動指標】	**令和５年度**	**令和６年度**	**令和７年度**
生活習慣病予防健診受診率（%）	２９．４	３２．１	３２．８

事業の評価	**【具体的取組内容の自己評価】** ・対象学年の児童・生徒への受診案内に、対象となる児童・生徒本人の小・中学校の在籍期間の成長曲線を追加することにより、実施医療機関において受診した児童・生徒の成長の状況を把握した上で健診を実施することができ、児童・生徒本人及び保護者が今までの成長（身長及び体重）について再確認することができた。 ・受診結果を基に必要な指導につなげることができ、学齢期からの生活習慣病予防を促進することができた。 ・フォローアップマニュアルに基づき、全校で統一したフォローアップを実施することができた。
今後の方向	令和８年度より、対象の拡充を行い、肥満度マイナス２０パーセント以下の児童・生徒も健診の受診対象とする。引き続き健診及びフォローアップを実施し、児童・生徒の生活習慣病の予防と生活習慣の改善に努める。

基本的施策３　豊かな心の育成

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・変化の激しいこれからの社会において、多様な個性や特性、背景を有するこどもたち一人ひとりが自尊感情や自己肯定感を高め、「持続可能な社会の創り手」として心豊かにそれぞれの人生を歩む力を育成することが課題となっています。
・市立小・中学校全校がコミュニティ・スクールであることを生かし、保護者、地域住民等と協働した教育活動を充実させ、誰一人取り残さない安全・安心な学校づくりを推進します。特別活動等の更なる充実により、児童・生徒が他者と関わりながら、考え、議論する活動を通して、自尊感情や自己肯定感を高め、集団や地域社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする豊かな心を育てます。
・不登校児童・生徒数やいじめの認知件数は全国的に増加傾向にあり、本市においても同様の傾向が見られます。こども自らの成長・発達を支える生活指導を行うとともに、専門家の助力を得て解決を図ることができるよう、スクールソーシャルワーカーの活用をはじめ関係機関と連携し組織的に対応することが求められています。特にいじめ問題については、いじめを早期に発見、解消し、深刻化させないための取組を強化する必要があり、いじめ重大事態として扱った事案については、調査において指摘を受けた点を真摯に受け止め、同種の事案の発生を防止するための取組みとして実践し、その進捗状況等を教育委員会に報告するとともに、外部有識者等による点検・評価を受け改善できるようにします。

令和７年度の主要事業

№15　いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進
№16　児童会・生徒会サミットの実施
№17　人権教育の推進
№18　スクールソーシャルワーカー活用事業の実施
№19　不登校児童・生徒への支援の充実

成果指標

	成果指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	全国学力・学習状況調査（質問紙）「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」に対して、肯定的に回答する割合（%）	小学校	96.6	96.5	96.5
		中学校	94.9	95.5	94.5
②	全国学力・学習状況調査（質問紙）「自分と違う意見について考えるのは楽しい」に対して、肯定的に回答する割合（%）	小学校	76.6	75.7	76.8
		中学校	76.1	77.1	77.2
③	不登校の発生率（%）	小学校	2.1	2.1	2.2
		中学校	7.4	7.5	7.7

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.15　いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２５年度	小平市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針を策定し、具体的ないじめ防止の取組を行うことにより、学校における組織的ないじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげる。	市立学校

【事業概要】

令和７年１月に改定した「小平市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止の取組を行う。また、市立学校全校で年３回以上のいじめ防止授業に取り組み、より実効的ないじめ防止対策を推進するための具体的な取組を進める。

【具体的取組内容】

(1) 教育委員会の取組
　各校に「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページや保護者会を通じて保護者へ周知を図るよう指示した。さらに、年間を通じて学校いじめ対策委員会の記録の作成及び保管を適切に行うよう指導した。
(2) 各校の取組
　学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会を核として、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の取組などを推進した。
(3) 小平市いじめ問題対策連絡協議会の開催
　会議開催回数　２回
(4) 小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の開催
　中立、公平な第三者機関として、いじめ問題の対策、推進について協議するほか、発生したいじめ重大事態について調査を行うとともに、審議を行った。
　会議開催回数　５回
(5) いじめ重大事態の発生報告　０件
(6) 調査報告書の作成　０件
(7) 調査報告書を受けた取組
　令和６年度以降に示された調査報告書の「再発防止に向けた提言」を受け、施策に反映した。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年３回以上のいじめ防止授業を実施した学校（校）	２７	２７	２７

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・小平市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、各校における、いじめ問題に対する年間を通した計画的・組織的な取組を推進した。
・小平市立学校合同研修会や校長会議、生活指導主任会などの場で、いじめの定義の理解の徹底、市立学校全校が学校いじめ防止基本方針に基づいた対応の徹底、いじめ防止授業等による児童・生徒、保護者、地域にいじめ防止の取組についての発信について周知し、各学校でいじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことができた。
・小平市いじめ問題対策連絡協議会において、市のいじめ問題に関する状況等について協議し、学校と関係機関、地域社会との連携を強化することの必要性を共有することができた。
・小平市教育委員会いじめ問題対策委員会がまとめたいじめ重大事態の調査報告書に示された「再発防止に向けた提言」の内容を踏まえた取組を市立学校全校で実施し、互いを思いやり生命や人権を大切にする態度の育成に取り組んだ。
・異学年交流や体験活動の充実を図り、児童・生徒が相互理解を深め、よりよい人間関係を構築できるようにした。

今後の方向	・教職員によるいじめの定義の確実な理解、学校いじめ防止基本方針にのっとった対応の徹底の強化を図る。 ・「学校いじめ防止基本方針」の運用状況を確認し、学校評価において「いじめ防止」を評価項目に位置付け、改善に向けた取組を推進する。 ・市立学校全校で「こだいら特別活動の日」に取り組むなど、特別活動を中心に、児童・生徒一人ひとりがよりよい学級・学校づくりについて主体的に考え、自分も人も大切にできる実践的な意欲、態度を育成する。 ・児童・生徒による主体的ないじめ防止の活動や、いじめを訴えやすくするためのアンケートの工夫、児童・生徒が大人に相談しやすい環境づくりの推進、学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な認知と記録に基づく組織的な対応の徹底など、学校での早期対応を推進する。 ・小平市いじめ問題対策連絡協議会を年２回開催し、家庭、地域及び関係機関との連携を一層強化するとともに、効果的ないじめ防止の取組を推進する。 ・小平市教育委員会いじめ問題対策委員会において、いじめ重大事態の調査や学校のいじめ問題への対応について審議し、いじめ問題の早期解決に向けた効果的な取組について検討する。 ・いじめ重大事態調査報告書の「再発防止に向けた提言」を実行し、同種の事案の再発防止に努め、年２回、教育委員会に報告する。

No.16　児童会・生徒会サミットの実施（指導課）

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和６年度	児童・生徒が、互いの意見の違いを超え、よさを生かしながら合意形成を図ったり、効果的に自己決定につなげたりする活動を通して、問題解決に関わる実践的な力を育成する。	市立学校各校代表児童・生徒

事業の内容

【事業概要】

「こだいら特別活動の日」を設け、各学校での特別活動の公開授業の実施とともに、各学校の代表児童・生徒による児童会・生徒会サミットを実施し、こどもたちの自主的・実践的な態度を育む。

【具体的取組内容】

・小平市立学校特別活動推進委員会において、児童会・生徒会サミットの進め方について協議するとともに、市立学校教員向けに「とっかつだより」を作成し、配付した。
・「自分たちが住む地域のために何ができるか考えよう」をテーマに、各校の取組を全校で共有した。
・中学校区ごとに、小学生と中学生が各学校でテーマについてまとめてきたことを話し合い協議することで、課題解決の力が高まった。
・中学校区ごとに話し合い「まちづくり宣言」を作り、発表することを通して、自分たちの中学校区で取り組む内容を明確にして、実行できた。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
具体的な取組実施校（校）		２７	２７

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・特別活動推進委員会を年４回開催し、市内全校の教員が同じ土台に立てる情報を発信することで、特別活動に関しての理解促進が図られた。
・中学校区ごとに小・中で連携し、具体的な取組を実施したり共有したりし、こどもたちの自主的・実践的な態度を育んだ。
・令和８年２月に小学校第４学年から第６学年、中学校全学年で実施した「小平市立学校『特別活動』アンケート調査」では、８９％の児童・生徒が友達の意見を尊重しながら、話合い活動を行っているという回答を得られた。

今後の方向	・市立学校全校で共通して取り組むことで、人格的、社会的な自立を培い、自主的、実践的な態度を育む基盤となる特別活動の充実を図る。 ・保護者、地域と一体となった特別活動の取組を推進することを通して、学級・学校経営についての理解促進を図る。 ・持続可能で取り組みやすい児童会・生徒会サミットを実施するため、令和８年度以降は「社会参画」に重点を置いた各校での取組状況について情報共有や意見交換を行う場とし、児童・生徒の実践力の向上や各校の児童会・生徒会活動の活性化を図る。 ・令和８年度からは、各校や各校区の児童・生徒、教職員、保護者、地域等の関係者への情報共有の一つとして、児童・生徒用及び教職員・一般向け用の２種類のリーフレットを作成・配付し、周知・広報に生かす。

No.17　人権教育の推進（指導課）

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２８年度	「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権尊重の理念に基づき、健全な心を育む基盤となる人権感覚と意識を育む。	市立学校

事業の内容

【事業概要】

・「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した教職員の研修及び授業を行う。
・人権教育推進委員会を年３回実施する。
・東京都から人権尊重教育推進校の指定を受けた学校において、人権教育の研究及び実践を行う。

【具体的取組内容】

(1) 教職員の研修実施
　市立学校全校で、教職員の人権感覚を高める研修会を計画的に実施した。人権教育推進委員会では、「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用方法について研修を行った。また、いじめ防止授業をはじめとした、児童・生徒の正しい人権意識の育成をねらいとした授業に係る指導法の工夫について研修を行った。
(2) 人権教育推進委員会の開催
　第１回　「人権教育の充実に向けて」「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用方法」
　第２回　人権尊重教育推進校研究発表会への参加（豊島区立要小学校）
　第３回　人権尊重教育推進校研究発表会への参加（小金井市立緑中学校）
(3) 東京都人権尊重教育推進校における研究成果の共有
　小平第十五小学校の１年目の研究成果をまとめたリーフレットを各学校に配布し、学校における人権教育の質の向上を図った。
　推進校　小平第十五小学校（令和７年度から令和８年度まで）

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人権教育推進委員会の開催回数（回）	3	3	3

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・人権教育推進委員会を年３回開催し、教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進することの重要性、様々な人権課題について正しく知ることの重要性、各学校の実態と児童・生徒の発達段階に応じた人権教育の推進の工夫について学びを深められるようにした。
・市立学校全校で「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した教員研修を実施し、教員に求められる人権感覚について理解促進が図られた。

今後の方向

・人権教育を推進する上で重要な基本理念や取組の視点についての理解を深める。
・令和７・８年度東京都人権尊重教育推進校である小平第十五小学校及び他地区で実施する人権教育推進校研究発表会の研究成果を共有するとともに、「人権教育プログラム（学校教育編）」の効果的な活用を推進し、市立学校における人権教育の質の向上を図っていく。

No.18　スクールソーシャルワーカー活用事業の実施（指導課）

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２０年度	スクールソーシャルワーカーによる相談・支援を通して、福祉的な観点から関係機関との連携を構築し、課題の解決を図る。	市立学校に在籍する児童・生徒

事業の内容

【事業概要】

児童・生徒の不登校や虐待等に対して、福祉的な視点から、環境に働きかけ、現状把握及び原因分析、教職員へのコンサルテーション等を行い、課題を解決するスクールソーシャルワーカーを各中学校に１００日配置する。

【具体的取組内容】

各中学校に概ね１００日配置し、各中学校区の児童・生徒及び保護者の支援を行った。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
スクールソーシャルワーカーの活動日数（日）	７７５	８０８	８０１

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

スクールソーシャルワーカーが家庭訪問等による児童・生徒及び保護者への相談等の支援を行い、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、教育相談室や教育支援室「あゆみ教室」、庁内の福祉関係各課等の社会資源と日常の児童・生徒の情報を共有することに加え、小平市要保護児童対策地域協議会等を通して連携し、児童・生徒の不登校解消を含めた、家庭環境の改善を支援した。

今後の方向

小・中連携の視点を含めた年間配置日数等について、現在の活動日数を最大限活用し、丁寧な支援を行うとともに、スーパーバイザーによるスクールソーシャルワーカーへの支援及び毎月のスクールソーシャルワーカー連絡会を通して、スクールソーシャルワーカーの資質・能力の向上を引き続き図っていく。

No.19　不登校児童・生徒への支援の充実（指導課）

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和５年度	不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対し、校内等における教室以外の居場所において一人ひとりの状況に応じた支援を行う。	市立学校に在籍する児童・生徒

事業の内容

【事業概要】

市立学校に在籍する不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対し、校内等における教室以外の居場所において、一人ひとりの状況に応じた学習支援、相談などを行うための支援員や教員の配置を行い、支援体制の充実を図る。

【具体的取組内容】

(1) 校内別室指導支援員の配置

不登校から学校復帰を目指す生徒や、学校に通うことはできるが在籍する学級に入ることが困難な生徒のために、校内別室を利用した学習や相談ができる校内別室に支援員を配置する。令和７年度は、上水中学校、小平第四中学校に配置した。

(2) チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）「上水さくら学級」の実施

市立中学校に在籍する不登校生徒が安心して学校生活を送ることができる、ゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うため、上水中学校で実施した。

(3) 不登校対応巡回教員の配置

市立中学校に配置した不登校対応巡回教員が、巡回拠点校及び巡回校を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の在り方について助言等を行うことにより、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、不登校の未然防止や不登校生徒の支援の充実を図った。

(4) バーチャル・ラーニング・プラットフォーム「バーチャルスペースこだいら」の実施

不登校児童・生徒に対し、オンライン上の仮想空間を活用し、居場所や学びの場を提供することにより、学びの保障や他者とのコミュニケーションを図る機会の充実等、児童・生徒一人ひとりのニーズに合わせた支援を行った。

(5) 学校と家庭の連携推進事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に地域全体で取り組む教育体制を構築し、地域や学校の実態に即した効果的な取組の実現を図るため、家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの選定や配置を行った。令和７年度は、小平第二小学校、小平第七小学校、花小金井南中学校に配置した。

	【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	校内別室指導支援員の配置人数（人）	2	6	4
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・不登校及び不登校傾向にある生徒の教室以外の居場所を確保するため、校内別室指導支援員配置校では、別室開設時に支援員を配置することができた。 ・教室以外の居場所に支援員がいることで、生徒は安心して過ごすことができ、登校の選択肢が増えた。 ・支援員等による学習支援や教育相談を継続的に行うことで、不登校及び不登校傾向にある児童・生徒一人ひとりの状況に応じた多様な学びの場を確保し、支援を充実させることができた。			
今後の方向	不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の特性に応じ、一人ひとりに合った支援を充実させるため、校内教育支援センター支援員や不登校対応巡回教員、家庭と子供の支援員等を活用しながら、多様な学びの場を設け、教室以外の居場所における学習支援や相談の在り方を検討していく。			

基本的施策４　自立心の養成

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・児童・生徒が情報化やグローバル化等、急速かつ激しく変化する時代を生き抜いていくには、学校生活や家庭、地域生活の中で発達の段階に応じた社会性や人間性を育むことが課題となっています。
・東京都教育委員会が策定した「東京都教育施策大綱」（令和３年３月）では、「自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる」「他者への共感や思いやりをもつとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する」姿が未来の東京に生きるこどもであると示されています。
　このことを受け、小平市では、こどもたち一人ひとりが主体的に社会の形成に参画する態度を育み、社会課題について関心をもち、未来の社会を良くするために何か行動しようと思う児童・生徒を育成するため、キャリア教育や安全教育、情報活用能力等の充実を図っています。

令和７年度の主要事業

№20　小・中学校におけるキャリア教育の推進
№21　実践的な安全教育の実施
№22　小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進

成果指標

	成果指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	全国学力・学習状況調査（質問紙）「人の役に立つ人間になりたいと思う」に対して、肯定的に回答する割合（%）	小学校	95.5	96.4	95.7
		中学校	92.1	93.5	95.7
②	全国学力・学習状況調査（質問紙）「将来の夢や目標を持っている」に対して、肯定的に回答する割合（%）	小学校	81.3	81.9	80.4
		中学校	59.1	64.6	66.2

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.20　小・中学校におけるキャリア教育の推進（指導課）

事業の内容	【開始年度】 平成１４年度	【目的】 児童・生徒が自己理解を深めながら主体的に自己の進路を選択･決定できる能力を高め、望ましい勤労観・職業観や自尊感情等を育む。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒

【事業概要】

各教科・領域等の学習や体験活動を通して、社会生活にはいろいろな役割があることやその大切さを知ること、夢や目標に向かってあきらめずに努力することの大切さなどを学ぶなど、意図的・計画的にキャリア発達を促す取組を実施する。

【具体的取組内容】

・２３８事業者の協力により、市立中学校第２学年を対象に３日程度の職場体験を実施した。
・職場体験が円滑に進むよう、担当教員の情報共有及び連絡調整の場として、小平市中学生職場体験推進連絡会議を開催した。
・発達段階に応じてキャリア・パスポートを活用し、キャリア教育を系統的、計画的に実施し、取組の充実を図った。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
職場体験受入事業所数（事業所）	２３４	２２７	２３８

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・各校において「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」の育成に取り組み、児童・生徒が、夢や希望を持って将来の生き方や生活について前向きに考え、様々な人々とコミュニケーションを図り、協力・共同して取り組むことの良さを感じることができた。
・中学校進路指導主任会と指導課が連携して作成した教材（こだいら職場体験わくわくワークシート）を用いて計画的に職場体験を実施することができた。
・職場体験を通して、勤労観・職業観の育成を図ることができた。

今後の方向

引き続き積極的な情報共有により、受入事業所の拡充に努めつつ、キャリア教育の更なる充実に取り組む。また、学校間の情報共有が円滑にできるように工夫する。

No.21　実践的な安全教育の実施（指導課）

事業の内容	【開始年度】 平成２６年度	【目的】 児童・生徒自身の危険回避能力を高めるため、「自分のことは自分で守る」意識と実践力を身に付けさせる。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒

【事業概要】

児童・生徒の防災・減災意識や危険回避能力の向上を図るため、具体的な災害発生時の状況に即した実践的な避難訓練などの計画を立て、実施する。

【具体的取組内容】

緊急地震速報受信機の警報音を使った避難訓練や、市立学校全校が５月１日に一斉に実施する引き渡し訓練、保護者や地域の方を交えた避難訓練など、実践的な体験型の防災、防犯、交通安全に関する取組を、小平警察署、小平消防署などの関係機関と連携しながら実施した。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
緊急地震速報訓練を実施した学校数（校）	２７	２７	２７

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・関係機関と連携した体験的かつ実践的な訓練の実施を通して、児童・生徒自身に非常時の行動について考えさせることができた。 ・自分の身は自分で守るという自助の意識の向上及び共助・公助の大切さについて発達段階に応じて考えさせることができた。 ・年度初めの時期に市立学校全校で引き渡し訓練を実施したことは、家庭や地域に向けた非常時の動きについての啓発となり有意義であった。
今後の方向	・社会や生活環境の変化の中で、児童・生徒が自ら判断し、行動する力を身に付けるために、「安全教育プログラム」、「防災ノート」等の資料を活用しながら、より効果的な取組を推進していく。 ・児童・生徒が災害発生時に情報を正しく判断し、自らの行動選択に生かすことができるよう、情報活用能力・情報リテラシーに関する教育を充実させる。

No.22　小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進（指導課）

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２７年度	急速に進む情報社会における情報モラルやセキュリティに関する知識を高め、適切な情報活用能力を養う。	市立学校に在籍する児童・生徒

事業の内容

【事業概要】

児童・生徒がインターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付けるために、外部人材を活用しながら教科等及びセーフティ教室などで、情報モラル教育の充実を図る。

また、全市立小学校で学習者用端末を活用した授業やプログラミング教育の充実を図る。

【具体的取組内容】

・「小平市立学校における情報活用能力の育成指針（改訂版）」を基に、市立小・中学校全体で発達の段階に応じて身に付ける資質・能力を踏まえた指導を行った。
・児童・生徒の実態や指導の内容によって、学習者用端末を効果的に活用した「オンライン授業」を実施した。
・情報教育推進委員会において、授業支援システムの活用に関する講義・演習や実践報告を行うとともに、学校や家庭におけるＩＣＴの効果的な活用をテーマとした研修を行った。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
情報モラル教育を実施した学校数（校）	２７	２７	２７

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・外部人材を活用した授業等により、児童・生徒、保護者及び教員の情報モラル意識の向上に向けた取組の充実を図った。 ・情報教育推進委員会及びプログラミング研修会で、小・中学校におけるプログラミング教育の実践事例を共有し、実際に教材に触れながら体験することで、各学校のプログラミング教育の充実を図った。 ・情報教育推進委員会において、情報モラル・情報セキュリティについて情報共有を行った。
今後の方向	・インターネットの安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付けるための情報モラル教育の充実を図る。 ・「情報活用能力の育成指針（改訂版）」に基づき、各校の実状に応じた情報モラル、情報リテラシーの教育を充実させる。 ・児童・生徒のＡＩ活用ガイドライン作成に向け、課内で検討を進める。

基本的施策５　一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・特別な支援を必要とする児童・生徒の生きる力を高め、生活や学習上の困難を改善するためには、地域で育み、支える関係づくりや、一人ひとりの特性に応じたつながりのある指導・支援、豊かな学びを実現する環境整備を行う必要があります。

小平市では、令和３年３月策定の「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」に基づき、「ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備」、「関係機関の連携によるネットワークの構築」、「理解・啓発、相談体制の充実」の３つの基本指針に沿って、５年間の計画において特別支援教育を総合的に推進します。

当該計画に基づき、各事業内容と支援体制を充実させ、誰もが生き生きと過ごせる共生の地域づくりに向けた特別支援教育の充実が求められています。

・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、市立小・中学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、安心して学校生活を送ることができるよう、安全で適切な医療的ケアを実施するため個別、丁寧に対応する必要があります。

令和７年度の主要事業

№23　小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画の策定
№24　就学支援委員会の開催
№25　小・中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営
№26　医療的ケア児に対する看護師配置の実施

成果指標

	成果指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、学校生活支援シート、個別指導計画を作成している割合（%）	小学校	100	100	100
		中学校	100	100	100

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.23　小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画の策定（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和６年度	市の関係各課及び学校が一体となって特別支援教育を総合的に推進する。	こども（０～１８歳）

【事業概要】

現行計画が令和７年度末で終了するため、令和８年度から令和１２年度までを対象期間とする小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画を策定する。

【具体的取組内容】

・庁内関係各課で構成される小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会を開催した。（令和６年度４回、令和７年度４回）
・公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者、障がい児関係団体の代表等により構成される小平市特別支援教育推進委員会を開催した。（令和６年度３回、令和７年度４回）
・計画の素案について、令和７年１１月２１日から令和７年１２月２２日までパブリックコメントを実施するとともに、市民懇談会を３回開催した。
・令和８年３月に小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画を策定した。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
特別支援教育推進委員会開催回数（回）		3	4

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画の基本理念を引き継ぎ、現状と課題を踏まえた検証と検討を行い、スケジュールどおりに後期計画を策定することができた。

今後の方向

令和８年３月に策定した小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画に基づき、小平市のすべてのこどもたちが、一人ひとりに合った指導や必要な支援を受け、生きる力を身に付けられるよう、特別支援教育を推進する。

No.24　就学支援委員会の開催（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２９年度	児童・生徒の状態や教育的ニーズ、学校の状況等を踏まえ、より総合的な観点から就学先の判断を行う。	市立学校への就学予定者及び市立学校に在籍する児童・生徒

【事業概要】

特別な支援（医療的ケアを含む）に対する児童・生徒や保護者のニーズが多様化している中で、就学支援委員会の構成員に臨床心理士等の専門家を加え、より総合的に就学先の判断を行う。

【具体的取組内容】

・就学支援委員会及び情緒小委員会に毎回１人の心理学の専門家に出席いただき、当該委員の専門的知見に基づく意見・助言と教育学、医学などとを合わせ、総合的に就学先の判断を行った。
・医療的ケア実施の適否について、専門医に出席いただき、意見、助言等を聴取した。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
臨床心理士等心理学の専門家の配置人数（人）	3	3	3

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・臨床心理士等心理学の専門家の参加により、対象児童・生徒に対する特別支援教育の利用の有無（入級・入室の可否等）や支援方法、関係機関との連携などの助言を得ることで、一人ひとりの特性を踏まえた審議を行うことができた。 ・医療的ケアについて、専門医の意見、助言等を踏まえ、教育委員会として実施の適否の判断をすることができた。
今後の方向	就学支援委員会及び情緒小委員会における専門家からの意見等は、総合的な視点により適切かつ効果的な支援につなげるために必要であり、今後も臨床心理士等心理学の専門家の活用を継続する。

No.25　小・中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営（指導課）

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和６年度	児童・生徒が抱える生活や学習上の困難さを踏まえ、一人ひとりの特性に応じた学びの場を提供する。	市立学校に在籍する児童・生徒

事業の内容

【事業概要】

自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営の定着と充実を図る。また、小平第四小学校では通学支援として通学バスを運行する。

【具体的取組内容】

・小平第四小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級を２３人３学級の体制で指導した。また、通学支援のため、通学バスを２台運行し、児童の通学に対する負担を軽減した。
・小学校からの切れ目のない支援の必要性から、小平第二中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設し、７人の生徒が入級し、１学級の体制で指導を開始した。
・特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、教員が適切な指導を実施するため、作業療法士等による巡回相談を実施し、学級の運営を支援した。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小学校学級数（学級）		小　２	小　３
中学校学級数（学級）			中　１

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・小・中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置したことにより、個々の児童・生徒の教育的ニーズに応じた、切れ目のない学びの場を整備することができた。 ・開設当初の学級運営において、学校と教育委員会で密に情報共有し連携し、作業療法士等の巡回相談を重点的に実施するなど具体的な対応を行うことで、学級運営を支援することができた。
今後の方向	学級が落ち着いた環境で児童・生徒が安心して通える場所となるよう、学級の安定、充実した運営に向けて、引き続き学校と教育委員会が協力して取り組んでいく。

<table>
<tr><td>No.26</td><td colspan="5">医療的ケア児に対する看護師配置の実施（指導課）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の内容</td><td>【開始年度】
令和６年度</td><td colspan="2">【目的】
日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という）に対し、安全で適切な医療的ケアを実施し、安心して学校に通うことができるよう支援するとともに、保護者の負担軽減を図る。</td><td colspan="2">【対象】
市立学校に在籍する医療的ケア児</td></tr>
<tr><td colspan="5">【事業概要】
市立学校に在籍する医療的ケア児に看護師を配置し、医療的ケアを実施することで、医療的ケア児が安心して学校に通うことができるようにするとともに、保護者の負担の軽減を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="5">【具体的取組内容】
市立学校２校にそれぞれ在籍する医療的ケア児に看護師を配置し、医療的ケアを実施した。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【活動指標】
看護師を配置した医療的ケア児の人数（人）</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度
1</td><td>令和７年度
2</td></tr>
<tr><td>事業の評価</td><td colspan="5">【具体的取組内容の自己評価】
市立学校２校にそれぞれ在籍する医療的ケア児に対し看護師を配置し、安心して学校に通うことができるよう支援することができた。</td></tr>
<tr><td>今後の方向</td><td colspan="5">市立学校に在籍し、看護師の配置を希望する医療的ケア児に対し、看護師を配置して医療的ケアを実施することができるよう、学校、本人・保護者、主治医等と教育委員会が協力して取り組んでいく。</td></tr>
</table>

基本的施策６　教員の資質向上

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・教員は、公私を問わず、自らを律し、児童・生徒、保護者、市民に対して、小平の教育全体の信頼を確保していく必要があります。

　小平市立学校の教員は、服務事故を決して起こさないという高い倫理観をもって教育活動に臨むことが求められています。そのためには、一人ひとりの教員の状況に基づいた指導が求められています。

・授業力や学級経営力等教員に求められる資質・能力を、経験年数等に応じて計画的に育成し、教員一人ひとりの力量を高める必要があります。

・学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、教育活動の更なる充実が求められています。

　こうした状況の中で、全国的に教員の長時間労働が大きな問題となっています。小平市は、令和元年１２月より出退勤システムを導入し、教員の労働時間を把握しています。教員一人ひとりの心身の健康保持は、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題です。教員の長時間労働の改善を図り、学校教育の質の維持向上に取り組むことが必要です。

・教員が教育活動に専念できるよう、心身共に安全、健康で、快適に働くことができる環境の整備が必要です。

令和７年度の主要事業

№27　服務事故再発防止の取組の実施
№28　体験型地域理解研修の実施
№29　学校における働き方改革の推進
№30　学校における労働安全衛生体制の整備

成果指標

	成果指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	全国学力・学習状況調査（質問紙）「国語・算数（数学）の授業の内容はよくわかる」に対して、肯定的に回答する割合（%）	小学校	国語　87.3 算数　85.1	国語　86.6 算数　83.6	国語　81.7 算数　79.7
		中学校	国語　77.8 数学　76.8	国語　83.6 数学　72.8	国語　78.5 数学　73.8
②	全国学力・学習状況調査（学校質問紙）「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加している」に対する肯定的な回答の割合（%）	小学校	94.8	84.2	94.7
		中学校	75	75	87.5
③	１年間の在校時間について、超過勤務３６０時間を超える教員の割合（%）	小学校	47.4	36.1	35.5
		中学校	63.2	52.0	56.5

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.27　服務事故再発防止の取組の実施（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２６年度	服務事故防止研修を通して、教員の服務に対する意識を高め、服務事故の発生を防止する。	市立学校の教員

【事業概要】

例年４月に実施している小平市立学校合同研修会において、服務事故の根絶について取り扱い、教員一人ひとりの意識向上を図る。また、職層別研修、指導課定期訪問等の機会を捉え、服務事故防止に向けた実効性の向上を図る。

【具体的取組内容】

(1) 服務事故防止研修
　主な服務事故の防止を目的とした研修を実施した。
　・小平市立学校合同研修会
　・職層研修アンガーマネジメント研修
　　「『怒り』をコントロールするためのアンガーマネジメント」
　・情報モラル研修　「教員に求められる情報モラル」
　・メンタルヘルス研修　「教員のメンタルヘルスについて」
(2) 校長会議における服務事故防止に関わる指導や対応の周知徹底
(3) 教育施策推進担当課長及び教職員担当係長による巡回指導訪問（指導課定期訪問）
(4) 指導課学校訪問時の指導課長等による講話
(5) 校内研修の実施
　東京都の服務事故防止月間である７月、１２月に加え、４月を小平市独自の服務事故防止月間とし、服務事故を扱った校内研修を市立学校全校において実施した。
(6) 小平市立学校服務に関わるチェックシートの活用
　機を捉えた実効的な取組となるようコンプライアンスリーダーが中心となり全教員でチェックシートに取り組み、服務事故防止の意識向上を図った。
(7) 職層研修、教員研修会における指導主事による服務事故防止に関する講話

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
研修会実施校（校）	２７	２７	２７

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・職層に応じた研修会において、職務上及び身分上守るべき服務について再確認させた。
・年３回の服務事故防止月間に合わせて校内研修を、教員一人ひとりが自分事として捉えることができる実践的な取組にするよう指導し、市立学校全校で取り組むことができた。
・小平市立学校服務に関わるチェックシートの活用により、時期に応じた特徴的な事故があることについて考えさせ、防止に向けた意識向上を図ることができた。

今後の方向

・全教員が集まる研修会以外の場も活用し、服務事故の防止に向けた講話を行う。
・職層に応じた研修として、東京都の服務事故の現状に基づく具体的な研修を継続するとともに、教員一人ひとりの状況に応じた指導を充実させる。
・毎年５月に、アンガーマネジメント研修と併せて、最新の動向を踏まえ、外部講師による教員が身に付けるべき情報モラルに関する研修を実施する。
・毎月の小平市立学校服務に関わるチェックシートによる確認を徹底させる。
・指導課学校訪問及び定期訪問時の服務事故防止についての講話を工夫し、教員一人ひとりが自分事として考える場となるよう設定する。
・教職員向けにハラスメント等相談窓口の周知チラシを作成し、相談先の周知やハラスメントをイメージできるイラストを掲載しハラスメント防止に向けた意識向上を図る。

No.28　体験型地域理解研修の実施（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成３０年度	教員の資質向上として小平市の教員としての心構えや小平市への理解促進、愛着心の醸成を図る。	新規に採用された教員及び転入した教員

【事業概要】

小平市の地域資源を取り入れた体験型地域理解研修を実施し、小平市の教員として、小平市への理解促進、愛着心の醸成を図りつつ、教材開発にもつなげていく。

【具体的取組内容】

夏季休業中（７月）に、平櫛田中（彫刻家）、国指定史跡鈴木遺跡又は糧うどんづくり体験についての研修を実施（原則３年間で循環して開催）
令和７年度研修内容　糧うどんづくり体験（講師：武蔵野手打ちうどん保存普及会）

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
研修会の開催回数（回）	1	1	1

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

授業への活用に向けた教員の意識向上が図られた。

今後の方向

新規採用等の教員が小平市に愛着をもち、教員としての心構えを身に付けられるよう平櫛田中（彫刻家）、国指定史跡鈴木遺跡、糧うどんづくり体験を原則３年間で循環して開催する。また、知識を習得した教員が、授業で生かすとともに、校内研修等で他の教員への周知を図るなど広い活用を目指す。

No.29　学校における働き方改革の推進（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和元年度	教職員の長時間労働の改善及び業務負担の軽減、学校教育の質の維持向上を図る。	市立学校の教職員

【事業概要】

ＩＣＴの活用や人員配置などにより、教職員がそれぞれの業務に注力できる職場環境を整え、教育の質の維持向上を図る。

【具体的取組内容】

(1) 出退勤システムの活用
システムにより教職員の服務管理及び在校等時間の把握を行った。また、長時間勤務の教職員を管理職が把握し、校務分掌の見直しなど学校経営に活用した。
(2) 医師による面接指導
長時間勤務を行った教職員に面接指導を受けるよう促し、メンタル不調の防止、早期対応につなげた。
(3) 人員配置
① スクール・サポート・スタッフ
教員の業務支援を行う人材を市立学校全校に配置した。
② 特別非常勤講師
高度な専門性を有する外部人材に一部の授業を担わせることで教員の負担軽減を図ることを目的に、市立小学校４校に配置した。
③ 副校長補佐
事務的な副校長業務の補助を行うことで副校長の業務負担軽減を図ることを目的に市立小・中学校１９校に配置した。
④ エデュケーション・アシスタント
授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、低学年の担任業務を補助する人材を、市立小学校全校に配置した。
(4) 小平市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定
小平市立小・中学校に勤務する教職員の時間外在校等時間、教職員のワーク・ライフ・バランス及び働きがい等に関する目標を定め、教職員の業務量及び健康確保の適切な管理を行うための実施計画を策定した。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
出退勤システム導入校数及びスクール・サポート・スタッフ配置校数（校）	２７	２７	２７

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 (1) 出退勤システムの導入により、教職員の在校時間を把握できるようになり、長時間労働の教職員に対して、管理職から面接指導医による面接指導を勧奨するなど、適切に対応することができた。 (2) スクール・サポート・スタッフの配置により、教員の業務負担の軽減が一層進み、月平均の在校時間が前年度と同程度で推移した。 (3) 副校長補佐の（東京都の基準に沿った）配置により、副校長が学校経営に係る業務に注力できるようになった。 (4) 特別非常勤講師の（学校の希望による）配置により、高度な専門性を生かした質の高い授業を提供するとともに、教員の負担軽減を図ることにつながった。 (5) エデュケーション・アシスタントの配置により、低学年担任の負担軽減を図ることができた。 (6) 改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条第１項において、服務監督教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画を定めるものとすると規定されたことから、令和８年度から時間外在校等時間及びワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する計画を策定した。
今後の方向	・引き続き、出退勤システムを活用し、長時間労働の教職員の把握を行い、校務分掌の見直しや、面接指導等の適切な対応を行うことで、教職員が心身共に安全、健康で、快適に働ける職場環境の整備に努めていく。 ・スクール・サポート・スタッフの全校配置により、教員が児童・生徒への対応や教材研究などに専念できる環境整備に努める。 ・副校長補佐の配置により、副校長の負担軽減と学校経営の基盤強化を図る。 ・必要に応じて外国語活動、体育等の教科・領域に特別非常勤講師を配置し、教員の負担軽減と教育の質の向上を図る。 ・エデュケーション・アシスタントの複数配置の要件を満たす小学校に配置を行う。 ・市内各学校の教職員の在校等時間やストレスチェックの結果等の状況を把握し、毎年度、業務量管理・健康確保措置実施計画に掲げた目標の達成状況を市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。

No.30　学校における労働安全衛生体制の整備（指導課）

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２６年度	教職員が教育活動に専念するため、心身共に安全で健康に、快適に働くことができる環境を整備する。	市立学校の教職員

【事業概要】

教職員が心身共に安全で健康に、快適に働き、教育活動に専念するため、学校における労働安全衛生体制を構築・推進する。

事業の内容

【具体的取組内容】

(1) 長時間勤務の教職員に対する面接指導の実施
　日本医師会認定産業医の資格を有する医師を面接指導医として委嘱し、長時間勤務の教員に面接指導を実施した。（面接指導を受けた教員　５人）
　また、出退勤システムにより把握した長時間勤務の教員に、管理職から受診の勧奨を行った。（受診勧奨により面接を受診した教員　４人）
(2) メールによる健康相談の実施
　メールを使用して任意で受診できる体制をとった。
(3) ストレスチェックの実施
　定期健康診断と併せて、心身の疲労度を自己確認するストレスチェックを実施した。
(4) 衛生推進者養成講習の受講
　対象者　昇任又は他地区等から転入した副校長
　受講者　３人（小学校３人）

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
衛生推進者配置校数（校）	２７	２７	２７

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・教職員が利用しやすいよう、対面による面接指導とメールによる健康相談を実施し、心身の健康保持につなげた。 ・面接指導の結果を所属長に通知し、これを踏まえた校務分掌の見直しや、担当業務の軽減など、適切な対応が図られた。 ・市立学校全校において衛生推進者を選任し、労働安全衛生の推進体制を整備した。
今後の方向	・面接指導を受けるよう積極的に勧奨を行っていくとともに、メールによる任意の健康相談を引き続き実施し、受診や相談しやすい環境の確保に努め、東京都の実施するメンタルヘルス事業を活用しながらメンタルヘルス疾患の未然防止を図っていく。 ・校長及び衛生推進者である副校長に対し、衛生推進者の業務を含めた労働安全衛生全般について継続的に意識啓発を行っていく。

基本的施策７　学校の経営力向上

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・小・中学校においては、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、事務職員という組織体系で学校組織が成立しており、そこには校長の強いリーダーシップが求められています。

家庭、地域から教育活動への理解と参画を得て、質の高い学校経営を実践するためにも「開かれた学校づくり」を積極的に推進し、保護者、地域の方の参画型授業を実施するなど、学校教育への信頼や理解を得ることが求められています。

・中学校における部活動は、学校教育活動の一環として重要なものです。小平市では、「小平市立学校に係る運動部活動の方針（平成３０年度策定）」及び「小平市立学校に係る文化部活動の方針（令和元年度策定）」に基づき、中学校における部活動の維持及び円滑な推進や教員の働き方改革に資する取組を進めています。

小平市では、令和５年度に小平市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を立ち上げ、これからの取組の方向性を検討しました。検討委員会における協議等を踏まえ、令和６年度に「部活動地域連携・地域移行の方向性」を策定しました。今後は具体策やモデル事業についての検討や試行が必要になります。

・教育を取り巻く課題は複雑化・高度化しています。いじめや保護者とのトラブル、体罰、教員同士のトラブル等を早期に解決し、安定した学校経営及び教育の質の向上を図るため、専門的知識を有する人材や専門機関との連携が必要です。

・こどもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働の重要性が増していることから、地域とともにある学校づくりを推進する必要があります。

令和７年度の主要事業

№31　コミュニティ・スクールの推進
№32　部活動指導員の配置
№33　部活動外部指導員の配置
№34　部活動地域連携・地域移行の推進
№35　法律相談の実施

成果指標

	成果指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	コミュニティ・スクール設置校数（校）		22	25	27
②	全国学力・学習状況調査（学校質問紙）「指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」に肯定的な回答をする割合（％）	小学校	100	100	100
		中学校	87.5	100	100

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.31　コミュニティ・スクールの推進（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成１９年度	保護者・地域の意見を学校経営に反映させ、地域とともにある学校づくりを推進する。	市立学校

【事業概要】

学校経営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなることで、保護者・地域住民が一定の権限と責任を伴いながら、その意見を学校経営に反映させ、地域とともにある学校づくりを推進していく。なお、本市においては、法律上の学校運営協議会を従前の学校経営協力者制度の役割・機能を発展的に受け継ぐものと位置付け、学校経営協議会と称している。

【具体的取組内容】

平成１９年度以降、順次学校経営協議会を設置し、各設置校は学校経営協議会を開催し学校運営の充実を図った。令和７年度にすべての市立小・中学校に設置が完了した。

《コミュニティ・スクール（学校経営協議会設置校）》

平成１９年度	六小
平成２０年度	四小
平成２１年度	三小
平成２３年度	八小
平成２６年度	七小、六中
平成２７年度	十四小、学園東小
令和元年度	十一小、十三小・二中（合同）
令和２年度	五小、九小、十小
令和３年度	二小、十二小
令和４年度	十五小、上宿小、十三小、二中 ※十三小と二中は、１校で１協議会設置に変更
令和５年度	一小、花小金井小、一中、花小金井南中
令和６年度	鈴木小、四中、上水中
令和７年度	三中、五中

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
学校経営協議会設置校数（校）	２２	２５	２７

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・各学校では日常的に地域の教育力を生かした教育活動を実施しており、児童・生徒に地域社会の一員であるとの意識や地域を大切に思う気持ちを育てることにつながった。
・各学校においてコミュニティ・スクールの意義や活動内容等についての積極的な周知に努めたが、十分に理解を深めるまでには至らない学校もあった。
・指導課において、コミュニティ・スクール各校の取組をまとめた実践事例集を作成し配布するとともに、新たに、毎年数校の取組を発表する場を設けることで、コミュニティ・スクール間の更なる情報共有を行った。

今後の方向

市立学校全校がコミュニティ・スクールになったため、小・中連携教育の視点を踏まえ、さらに地域とともに学校経営を展開できるよう、教育委員会として学校経営協議会の活動を支援し、充実させていく。

No.32　部活動指導員の配置（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和元年度	部活動の維持及び円滑な推進を図ることを目的とする。	市立中学校

【事業概要】

部活動の維持及び充実とともに、教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置する。

	【具体的取組内容】 部活動指導員は、校長の指示に従い、当該部活動の顧問として、又は顧問教員を補助しながら、教育活動の一つとして計画された部活動に関して必要な技術の指導及び助言を行った。また、令和７年度から部活動指導員の配置可能人数を各校１人から２人へ拡充するほか、１人分の配置時間の範囲内で２人の任用を可能とする配置方法の変更を行った。 配置校　　市立中学校８校 配置時間　原則として１校当たり年間１，２８０時間を限度とする。 （報酬：１時間当たり１，６００円） 配置人数　延べ３０人

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
配置校数（校）	8	8	8

事業の評価	**【具体的取組内容の自己評価】** 市立中学校全校への配置のほか、配置可能人数の拡充及び配置方法を変更したことで、部活動の充実及び円滑な推進に寄与することができた。
今後の方向	部活動地域展開・地域連携に向けた検討を行うとともに、引き続き部活動指導員等の外部人材の活用による部活動の充実を図る。

No.33　**部活動外部指導員の配置（指導課）**

【開始年度】	【目的】	【対象】
昭和４９年度	部活動の充実を図り、心身ともに健康で人間性豊かな生徒を育成する。	市立中学校

【事業概要】

顧問教員の監督の下、顧問教員を補助する外部人材を部活動外部指導員として市立中学校に配置し、教育活動の一環として計画された部活動の維持及び円滑な実施と充実を図る。

事業の内容

【具体的取組内容】

外部指導員は、校長の指示に従い、部活動の顧問教員の監督の下、顧問教員を補助し、教育活動の一つとして計画された部活動に関して必要な技術の指導及び助言を行った。
配置校　　市立中学校８校
配置時間　月１０時間を限度とする（謝礼：１時間当たり１，５００円）
配置人数　延べ６４人

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
配置校数（校）	8	8	8

事業の評価	**【具体的取組内容の自己評価】** ・市立中学校全校に配置し、部活動の充実及び円滑な推進を図ることができた。 ・部活動外部指導員を配置することで、生徒のニーズに応じた支援の実施につながった。
今後の方向	部活動地域展開・地域連携に向けた検討を行うとともに、引き続き部活動外部指導員等の外部人材の活用による部活動の充実を図る。

No.34　**部活動地域連携・地域移行の推進（指導課）**

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和７年度	部活動地域連携・地域移行の推進に向けた検討を行う。	市立中学校

事業の内容

【事業概要】

令和６年度に策定した「部活動地域連携・地域移行の方向性」を踏まえ、部活動地域連携・地域移行の取組を推進するため、課題や進め方等について検討する。

	【具体的取組内容】 部活動地域連携・地域移行の課題や進め方等について検討するため、外部の有識者や学校関係者等を交えた小平市立中学校部活動地域連携・地域移行推進委員会を開催し、協議を進めた。

【活動指標】	**令和５年度**	**令和６年度**	**令和７年度**
推進委員会の開催回数（回）			4

事業の評価	**【具体的取組内容の自己評価】** 推進委員会の委員から、具体的な課題等について幅広く意見を聴取することにより、部活動地域連携・地域移行の取組の推進が図られた。
今後の方向	令和８年度についても引き続き推進委員会を開催するとともに、部活動の地域展開（地域移行から変更）による地域クラブ活動の試行的な実施を通じて課題を整理し、今後の市の取組の方向性を定めていく。また、生徒への多様な活動機会の創出を目的としたアルティメット地域クラブの創設に向けて、小学校第６学年児童を対象としたアルティメットの出前授業を実施する。

No.35　**法律相談の実施（教育総務課）**

【開始年度】	**【目的】**	**【対象】**
令和５年度	学校を含めた教育委員会全般に関わる様々な問題や諸課題への対応について、弁護士による法的見地からの助言等を受けられる体制を整備し、問題の早期解決を図る。	教育委員会職員、市立学校教職員

事業の内容

【事業概要】

いじめや虐待、不登校、保護者対応、教職員間のハラスメントなど、教育を取り巻く課題は複雑化、高度化しており、法的な対応が求められる事案が増えている。

弁護士から法的見地からの助言を受けるスクールロイヤー制度により、これらの様々な問題・課題に迅速に対応し、早期解決することにより、教育の質の維持、向上を図る。

【具体的取組内容】

(1) 法律相談

① 相談日数　４８日（おおむね週１回、１回当たり３時間）

② 相談方法　市役所又は学校において直接相談を実施する。
（緊急の場合は、メール等を利用して行うことができる。）

(2) 研修会

市立学校長及び教育委員会事務局管理職を対象にした研修会　１回

令和７年８月２７日

テーマ　立川市の事件を踏まえた「保護者対応について」

【活動指標】	**令和５年度**	**令和６年度**	**令和７年度**
相談実施回数（回）	６２	４８	６２

事業の評価	**【具体的取組内容の自己評価】** ・法的根拠を踏まえた行政が担うべき責任が明らかになり、対応の明確化及び迅速化が図られた。 ・発生初期に課題の整理及び対応の方向性を確認することが可能となり、事態の複雑化・混迷化を防ぐことにつながった。 ・事業開始から３年を迎え、制度の定着を図ることができた。 ・学校の関心が高い研修テーマを設定し、事例の共有化と対応力の向上を図ることができた。
今後の方向	・より利用しやすい法律相談とするため、仕組みや手続きの見直しを随時行っていく。 ・事例を共有化するなど、組織としての対応力向上を図る。

基本的施策８　家庭教育への支援

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・核家族化や地域の人間関係の希薄化に伴い、親子が地域や社会で様々な関わりをもちながら成長発達していくことが難しくなっています。親の育ちを応援する学びの場や、子育て世代が相互交流を図る機会の提供、また、こどもと保護者が絵本を介してふれあうきっかけの提供など、家庭教育への支援が求められています。

令和７年度の主要事業

№36　子育て支援に関する講座の実施
№37　ブックスタートの実施

成果指標

	成果指標	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	子育て支援講座受講者数（人）	224	247	477
②	１５歳以下で年度内に１冊以上図書館で資料を借りた人の割合（%）	23.3	22.4	20.0

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.36　子育て支援に関する講座の実施（公民館）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
昭和６３年度	家庭教育の向上及び子育て中の親への学習支援として、子育ての不安や孤立の解消、仲間づくりにつながる学習の場を提供する。	乳幼児、小・中学生の保護者

【事業概要】

子育てや家庭教育に関する講座の開設及び自主サークル活動へ移行するための支援・育成を行う。

【具体的取組内容】

子育て支援を目的として、子育て中の親を対象に、子育ての不安解消や年齢に合わせたこどもとの接し方などの講座を実施した。

子育て支援講座：３１コース（対前年度比＋１４コース）

受講者４７７人（対前年度比＋２３０人）

主な講座	実施館	総講座数
子育て中の楽しい料理	中央公民館	6
こどもの睡眠の大切さを学ぶ	小川公民館	1
夏休み　親子でトントンスライド本棚づくり	花小金井北公民館	3
赤ちゃんとの絆を深める５ステップ	上宿公民館	1
子育てが楽しくなる！言葉かけと遊びの魔法	上水南公民館	2
乳幼児期から思春期までのこどもの発達を考える	小川西町公民館	4
親子で笑顔になる　幸せのスキンシップ	花小金井南公民館	1
学校だけでは聞けない話 思春期を迎える前に	仲町公民館	1
現役パパの産婦人科医によるプレパパ・プレママセミナー	津田公民館	5
パパと一緒に、夏野菜の収穫とフォカッチャづくり	大沼公民館	6
頑張りすぎない子育てママのためのヨガ	鈴木公民館	1

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
講座実施数（コース）	１４	１７	３１

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・各館において多様な講座を実施し、家庭教育の向上及び子育て支援につなげた。父親や親子が参加できる講座の実施にも努めた。

・子育て支援講座その他定期講座をきっかけにサークル化した団体があり、子育て中の親同士のコミュニティを広げる機会を提供することができた。

・二つの講座については、オンラインでの参加に対応し、参加しやすい機会の提供に努めた。

今後の方向

・家庭教育及び子育て支援の一つとして、子育ての不安解消や子育て世代の仲間づくりにつながる講座を引き続き実施していく。

・公民館保育の実施により、子育て中でも受講しやすい環境を整えるほか、引き続き、父親や親子、オンラインでの参加が可能な講座の実施にも努める。

No.37　**ブックスタートの実施（図書館）**

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２９年度	乳児と保護者が、絵本を通じて心触れ合う楽しい時間を持つきっかけをつくり、良好な子育て環境の整備を支援する。	市内在住の乳児とその保護者

【事業概要】

３～４か月児健康診査時に、ボランティアの協力のもと絵本の読み聞かせ体験を行い、図書館案内や絵本リスト等を紹介した上で絵本を手渡すことにより、親子が触れ合うきっかけをつくるとともに将来にわたり本と親しむ環境を整備する。

【具体的取組内容】

(1) 絵本の配付
　月２回の３～４か月児健康診査受診時に、図書館案内や絵本リスト等、及び絵本をセットにして手渡した。受診しなかった方へは自宅へ郵送した。
　絵本配付冊数　１，２２６冊
(2) ボランティア研修会の実施
　配付絵本の選定及び読み聞かせの練習、ボランティア同士の交流　　年２回
(3) 講演会の開催
　テーマ：「赤ちゃん絵本のヒミツ～制作から読み聞かせまで～」
　講　師：一戸盟子氏（株式会社福音館書店月刊誌編集部長）
　内　容：乳児向け絵本の楽しみ方や絵本の読み聞かせの仕方について学ぶ。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ブックスタート実施日数（日）	２４	２４	２４

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・乳児とその保護者に、ボランティアによる読み聞かせを通して、絵本を開くことを楽しむ体験をしてもらい、またその絵本を配付することにより親子が触れ合うきっかけを提供することができた。
・研修会において、互いに絵本を読み聞かせ、感想を述べながら交流を深めた。また、講演会では事業の意義を学び、ボランティアの意欲の向上につなげることができた。

今後の方向

乳幼児から継続的に本と触れ合うきっかけづくりとなる事業の質の確保を図るとともに、ボランティアの活動意欲の向上を目指す。

基本的施策９　地域総がかりでの教育の推進

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・青少年対策地区委員会の活動等を通して、地域全体でこどもを育む風土を醸成し、地域の人々の交流や活力の創出を図ることが求められています。
・ボランティアを活用した授業支援、補習、部活動支援、図書の整理・修理、緑化、パトロール等、学校の学習支援・環境整備支援を推進するために、学校と地域を結ぶ地域教育コーディネーターやボランティアの育成について、継続的な取組が必要です。
・こどもたちに、放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学習・スポーツ・文化活動・世代間交流等の機会を提供し、活動の充実を図っていくことが求められています。

令和７年度の主要事業

№38　小平地域教育サポート・ネット事業の推進
№39　放課後こども教室の推進
№56　市立小学校朝の学校施設開放における見守り員の配置

成果指標

	成果指標	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	地域住民等のボランティア活動実績（延べ）（人）	9,674	8,481	7,064

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.38　小平地域教育サポート・ネット事業の推進（地域学習支援課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成１４年度	地域教育コーディネーターを中心に、地域住民等のボランティアの参画を得て、地域と学校が連携・協働して地域学校協働活動を推進する。	市立学校を中心とした各地域

【事業概要】

地域の教育力の充実を図るとともに、地域住民等の知識や経験が学校で活用されるよう、ボランティア活動の推進を図る。

また、学校と地域を結ぶコーディネーターの育成を図ることにより、学校・家庭・地域の連携を充実させ、より一層地域に開かれた特色のある教育活動を推進する。

【具体的取組内容】

(1) 地域教育コーディネーター世話人の配置　全市立小・中学校
(2) 統括コーディネーターの配置　２人
(3) 地域教育コーディネーター研修会の開催　３回
(4) ボランティア養成講座の開催　５７回
　主な内容：ボランティア入門講座、園芸ボランティア講座、読み聞かせ入門講座、
　　図書修理講座
(5) ボランティア活動の周知・啓発
　翌年度の小学校新入学児童の保護者にパンフレットを配付

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ボランティア養成講座等実施回数（回）	６９	６１	５７

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・市立学校全校に地域教育コーディネーター世話人を配置することができた。
・統括コーディネーターと企画した地域教育コーディネーターの研修によりスキルアップが図られた。
・地域教育コーディネーター世話人が企画・運営するボランティア養成講座により、ボランティアの新規人材確保やスキルアップが図られた。
・統括コーディネーターが地域教育コーディネーターの相談対応及び助言をすることで、地域と学校の連携・協働が推進された。

今後の方向

継続的に地域教育コーディネーターやボランティアを対象に講座・研修会を開催することで、スキルアップを図る。また、統括コーディネーターを推進役として、引き続き地域と学校の連携・協働体制の維持・充実に努めるとともに、ボランティア活動についての理解を促進するためにパンフレットを配付し、各学校における取組が円滑に実施されることを目指していく。

No.39　放課後こども教室の推進（地域学習支援課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成１９年度	地域の力によりこどもたちに安全・安心な放課後等の居場所を提供し、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	市立小学校区

【事業概要】

学校の協力のもと各小学校区において、地域のボランティアにより放課後子ども教室実行委員会を組織し、こどもたちに放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学びや体験、世代間交流などの場を提供する。

	【具体的取組内容】 (1) 放課後こども教室の実施 伝統文化に親しむ教室、工作等の体験教室、自主学習や英語・理科実験などの学習教室、球技等のスポーツ教室、学校内の花植え活動など、地域との連携・協働により実施した。 (2) 学童クラブ事業との連携 学童クラブ入会児童のうち登録者数：１，１１５人、延べ参加人数：１３，１１８人 (3) 特別な支援を要する児童を受け入れるためのサポーターを増員する制度の活用 活用実績　８校区（一小・二小・四小・五小・七小・十二小・十四小・十五小）

【活動指標】	**令和５年度**	**令和６年度**	**令和７年度**
実施回数（回）	3,390	3,433	3,351

事業の評価	**【具体的取組内容の自己評価】** 各小学校区において、地域住民等で組織された実行委員会の創意工夫により、多彩な教室が展開され、地域の力によるこどもたちの学びや体験、交流の場の提供が図られた。
今後の方向	市立小学校全校区での実施を継続し、放課後こども教室のコーディネーター等を対象とする研修の実施等により、各実行委員会の活動の維持・充実を支援していく。

No.56　**市立小学校朝の学校施設開放における見守り員の配置（地域学習支援課）**

【開始年度】	**【目的】**	**【対象】**
令和７年度	小学校の始業前に、こどもたちに安全･安心な朝の居場所を提供する。	五小、学園東小、上宿小

事業の内容	**【事業概要】** 小学校の始業前に、学校施設を活用して、こどもたちに安全・安心な朝の居場所を提供するため、市立小学校３校の特別教室等に見守り員を配置し、朝の見守り事業を試行的に実施する。
	【具体的取組内容】 令和７年９月から、小平第五小学校、学園東小学校、上宿小学校の３校の特別教室等に見守り員を配置し､午前７時から登校時間まで､こどもたちが安全に安心して過ごせるように､見守りをしながら居場所を提供した。 令和７年度実績（令和８年３月末時点） 登録者数：五小：５０人（２２人)、学園東小：２７人（３人)、上宿小：１５人（２人） ※（　）内の人数は、令和８年度新一年生となる児童の登録者数 延べ利用者数：五小：４０６人、学園東小：２６２人、上宿小：１０９人 実施日数：五小：１２９日、学園東小：１３０日、上宿小：１２９日

【活動指標】	**令和５年度**	**令和６年度**	**令和７年度**
年間利用者数（延べ）（人）			７７７

事業の評価	**【具体的取組内容の自己評価】** 各校に利用人数の差はあるが、朝の登校時間前に定期的に利用する児童もおり、安全・安心な朝の居場所を提供することができた。また、登録者数が一定数あることからも需要の見込みを確認することができた。
今後の方向	見守り員の確保に課題があるが、今後、人材確保策を探りながら他の市立小学校での実施の可能性を検討する。

基本的施策10　教育環境の整備

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・学校施設は小平市の保有する公共施設の約６割を占めており、その多くが昭和４０年代から５０年代にかけての児童・生徒急増期に整備されたものです。

そのため、経年劣化により老朽化した施設の機能回復や、近年の猛暑等に対応した設備の設置などによる良好な教育環境の確保が必要となっています。また、災害時の防災拠点として備えるべき防災機能の整備も求められています。

このことから、現在のニーズに加え、将来の需要をも見据えた計画的な改修や更新が重要となります。

・発達障がいや配慮を要する児童・生徒の在籍人数が増加している現状や、小学校における全学年への３５人学級制度の導入のほか、就学人口の急増等により、一部の学校では教室不足が生じる見込みであるため、増築等の計画的な対応が必要となります。

また、増室した普通教室で学習者用端末を利用するための環境整備も必要です。

・令和２年度に購入した一人１台の学習者用端末は、使用開始から４年が経過し、経年劣化による故障への対応も増えていることから、新たな端末への更改を行います。

令和７年度の主要事業

№40　学校大規模改造工事等の実施
№41　学校施設の更新
№42　学習者用端末の更改
№57　通学路防犯カメラの増設

成果指標

	成果指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	学校トイレの洋式化の割合（%）		71.8	76.3	85.8
②	全国学力・学習状況調査（質問紙）「学習の中でＰＣ・タブレットなどのＩＣＴ機器を使うのは勉強の役に立つ」（令和５年度以前）、「学習の中でＰＣ・タブレットなどのＩＣＴ機器を活用することについて、分からないことがあったときにすぐに調べることができる」（令和６年度以降）、「インターネットを使って情報を収集する（検索する、調べるなど）ことができる」（令和７年度以降、中学校）に対して、肯定的に回答する割合（%）	小学校	93.6	94.3	91.8
		中学校	93	95.5	91.9

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.40　学校大規模改造工事等の実施（教育総務課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２１年度	経年劣化により低下した機能を回復し、建物の延命を図る等の工事を行う。	市立学校

【事業概要】

老朽化した建物の機能回復（外壁改修、屋上防水等）、経年劣化した設備の改修（給排水設備改修、受変電設備改修等）、トイレ洋式化、バリアフリー化（エレベーター、バリアフリートイレ、スロープの設置等）、防火設備改修（防火シャッター改修、防火区画改修等）、樹木診断など、多様な目的の工事等を、学校の夏季休業期間を中心に一括して行う。

【具体的取組内容】

四小　中水系統配管等の更新及び既存和風便器の改修
七小　プールシャワーの給湯設備及び給食室、流し等の配管、貯水槽の更新
九小　校舎北棟、南棟及び給食室、渡り廊下の外壁改修及び屋上防水
五中　北校舎及び東側渡り廊下の外壁改修及び屋上防水
受変電設備　受変電設備の更新
トイレ洋式化　一小、五小、十小、十四小、花小、上宿小、一中、上水中、花南中の既存和風便器を改修
樹木診断調査　全市立小・中学校の樹木診断を実施

［スケジュール］

年度	設計	工事
令和２年度	一小、三小	八小、十小
令和３年度	三小、十二小	一小、三小、八小
令和４年度	学園東小、四中	三小、五小、八小、十二小
令和５年度	四小、九小、四中 受変電設備更新：２１校	学園東小、四中
令和６年度	七小、九小、五中 トイレ洋式化：小１４校、中７校	四小、九小、四中 受変電設備更新：二小、三小、十四小、十五小、鈴木小、学園東小、三中
令和７年度	一中	四小、七小、九小、五中 受変電設備更新：二小、三小、四小、五小、七小、九小、十小、十四小、十五小、鈴木小、学園東小、上宿小、三中、六中 トイレ洋式化：一小、五小、十小、十四小、花小、上宿小、一中、上水中、花南中

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
設計校数（校）	3 受変電設備 ２１	3 トイレ洋式化 ２１	1

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・給水設備の更新、外壁・屋上の剥離防止や雨水侵入防止による建物の延命化、トイレ洋式化によるトイレ環境の整備及び受変電設備の更新を実施したことにより、教育環境の改善を図ることができた。
・樹木診断により、樹木の健全性の調査及びその結果に基づく対応を実施し、樹木の倒木等による事故を防止することができた。

今後の方向

・屋上防水・外壁改修においては、令和８年度に小平第五中学校及び小平第一中学校について工事を行う。今後は、小平第一中学校の工事に加えて小平第二中学校の設計及び工事を行う。
・トイレ洋式化においては、令和８年度に小学校６校、中学校２校の工事を行い、令和１０年度まで順次実施していく。
・その他、財政状況を勘案しながら、必要に応じて大規模改造工事を実施していく。
・全市立小・中学校の樹木について、樹木の健全性の調査及びその結果に基づく対応を行う。

No.41　学校施設の更新（教育総務課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２７年度	小平市公共施設マネジメント基本方針及び小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、学校施設の更新及び更新等の適否の判断を行う。	十一小、十三小

【事業概要】

小平第十一小学校等複合施設の整備について、設計事業者を選定し、基本設計を進める。
また、小平第十三小学校等複合施設の整備についても、設計事業者を選定し、基本設計を進める。

【具体的取組内容】

・小平第十一小学校等複合施設について、ワークショップを開催し、いただいた意見を踏まえ、普通教室の配置について決定し、基本設計をまとめた。
・小平第十三小学校等複合施設について、ワークショップを開催し、いただいた意見を踏まえ、配置計画を決定し、基本設計を進めたが、整備の実施時期を延期することとした。
・小学校２校に対して、更新等の適否の判断を行った。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
学校部会会議開催回数（回）	８	６	１１

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・小平第十一小学校等複合施設について、令和５年度に策定した基本設計方針に示したスケジュールに基づき基本設計を進め、計画どおりに完了することができた。
・小平第十三小学校等複合施設について、令和５年度に策定した基本計画に示したスケジュールに基づき、基本設計を進めたが、令和７年１２月に整備の実施時期の延期が決定され、令和８年１月に市民説明会を開催した。
・令和４年度に改定された公共施設マネジメント推進計画に示されたスケジュールどおり、更新等の適否の判断を行った。

今後の方向

・小平第十一小学校等複合施設の整備について、令和７年度に完了した基本設計の概要に関する説明会を開催するとともに、基本設計に基づき実施設計を行う。
・小平第十三小学校等複合施設の整備について、整備の実施時期の延期に伴い、設計業務委託の契約変更協議を進める。また、自校外プールの利用を開始する時期について検討する。
・令和８年度に予定している公共施設マネジメント推進計画の改定において、これまでに更新をすると判断した小平第十四小学校、小平第十五小学校及び小平第六中学校を含め、現時点で想定される学校更新の優先順位の考え方について改めて整理する。

No.42　学習者用端末の更改（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和２年度	ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、学習系ネットワーク等の環境の整備を行う。	市立学校に在籍する児童・生徒

【事業概要】

令和２年度に購入した１人１台の学習者用端末を更改するため、令和８年度から使用できるよう端末を調達する。

【具体的取組内容】

・学習者用端末の更改
学習者用端末の故障の増加やバッテリー劣化等に対応するために、市立小・中学校すべての学習者用端末を更改した。
・無線アクセスポイント等の増設・移設
児童・生徒数の増加に対応した学校の学習系ネットワーク環境整備のため、無線アクセスポイント等の増設（１０か所）、移設（６か所）を行った。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
端末配備及びネットワーク整備校数(校)	２７	２７	２７

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・児童・生徒に個別最適な創造性を育む教育を持続的に実現するための環境整備に努め、計画的な端末更改を実施し、授業等でストレスなくＩＣＴ機器を活用できる高度な学習環境を実現した。 ・ネットワーク環境については、まだ改善の余地があると考えるため、引き続き国の基準を基に市として取り組めることを見極め対応していく。
今後の方向	ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた１人１台の学習者用端末の更なる活用のために、安全・安心なシステム環境の構築、児童・生徒数の増減に合わせた機器やネットワーク環境の整備・保守・維持管理、児童・生徒向けネットワークの広帯域化を行う。

No.57　通学路防犯カメラの増設（学務課）

事業の内容	【開始年度】 令和６年度	【目的】 市立小学校の通学路に、児童の見守り活動を補完する目的で設置している防犯カメラを増設し、登下校時における児童・生徒の更なる安全確保を図る。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒
	【事業概要】 市立小学校の通学路に児童の見守り活動を補完する目的で設置している防犯カメラについて、令和７年度に新たに２台の設置を行う。		
	【具体的取組内容】 増設に当たり学校、保護者、地域住民等の意見を幅広く集約するとともに、警察や庁内関係課で防犯カメラの整備等について協議を行う場として設置した小平市防犯カメラ整備推進協議会で、効果的な設置場所を決定し、小平第十一小学校区域、上宿小学校区域に通学路防犯カメラを計２台設置した。 (1) 学校への設置希望調査の実施 (2) 設置対象校・設置場所の選定と決定 (3) 設置場所の決定（小平市防犯カメラ整備推進協議会） (4) 事業者選定・契約、設置、稼働開始		

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
※設定なし			

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 通学路の防犯カメラは、平成２７年度から設置を開始し、令和元年度までの５年間で、すべての市立小学校の通学路に概ね５台から７台を設置した。 また、令和６年度に４台、令和７年度に２台を増設し、計１１７台での運用となり、効果的に防犯カメラを設置し、安全確保に努めることができた。
今後の方向	令和８年度は２台の増設を予定している。 なお、最初に設置した通学路防犯カメラが１０年を迎えることから、通学路防犯カメラの更新・移設・増設について必要性を見極めていく。

基本的施策11　多様な学びをつなぐ生涯学習の推進

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが社会に参画する機会をもつことができるよう学習機会を提供することが求められています。
・公民館は、学習施設としてだけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点としての役割を担うことが求められています。さらに、公共施設マネジメントの取組の中で他の公共施設との複合化が計画されており、地域コミュニティの拠点としての「公民館の在り方」について検討することが必要です。
・地域課題が複雑化・多様化している中、図書館には地域の情報拠点としての役割を果たすためのサービスが求められています。そのためには、地域資料の充実やデジタルアーカイブ化による情報発信、レファレンスサービス等により利用者が求めている資料・情報を的確に提供できる取組が必要です。
・図書館の非来館サービスの充実や読書バリアフリーの観点などから、インターネット上で本や雑誌などの様々な資料の閲覧ができる電子図書館の取組が求められています。
・小平市公文書等の管理に関する条例に基づき、歴史公文書を将来にわたって確実に保存するとともに、市民共有の知的資源として市民が主体的に利用できるようにすることが必要です。
・「鈴木遺跡保存活用計画（令和４年度策定）」に基づき、鈴木遺跡のより有効な保存活用を進めていきます。

令和７年度の主要事業

№43　非核平和学習事業の実施
№44　公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築
№45　公民館事業企画委員会による講座企画
№46　公民館の在り方の検討
№47　ハンディキャップサービスの実施
№48　特定歴史公文書の収集・整理・保存
№49　図書館におけるＷｉ－Ｆｉ環境整備
№50　デジタルアーカイブの拡充
№51　電子図書館サービスの開始
№52　国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進
№53　発掘調査写真のデジタル化

成果指標

	成果指標	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	公民館事業企画委員会企画講座における新規サークル化数（団体）	25	20	23
②	図書館資料貸出数（点）	1,365,201	1,346,063	1,296,456

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.43　非核平和学習事業の実施（地域学習支援課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２４年度	戦争や原爆の悲惨さを語り継ぎ、命の尊さ、平和の大切さを考える契機となる学びの機会を提供する。	市民 ※小・中学生広島平和学習については、小学５年生～中学３年生

【事業概要】

市内の小・中学生を対象に、実際に広島市を訪問し、原爆ドームの見学や、平和記念式典への参列を通じて、戦争の悲惨さ、平和の意義について考えてもらうことを目的として、事前研修、事後研修を行う。なお、本事業は、１０年ごとの節目に主要事業として実施する。

【具体的取組内容】

８月５日から６日の１泊２日の日程で、広島市を訪問し、８月６日に開催される広島平和記念式典に出席した。また、事前研修、現地での経験、事後研修を通して、戦争の悲惨さ、平和の意義について考え、より深い学びの機会となるプログラムを提供した。

(1) 広島平和記念公園内の原爆ドーム、慰霊碑、平和記念資料館等の見学など
(2) 原爆の子の像に参加者が折り上げた千羽鶴を供えた。
(3) 事前・事後研修（事後研修と合わせ、「原爆写真パネル等展示」、「被爆体験者等の話」を聞く講演会を実施）

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
※設定なし			

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

令和７年度は戦後８０年の節目の年であり、例年よりも定員を５人増加し、１５人の小・中学生の参加で実施した。参加者のアンケートからも、「平和について考える良い機会になった」との意見が多くあり、事業の目的を達成しているものと分析している。

今後の方向

令和８年度には、市内の小・中学生に広く、折り鶴を提供してもらい、より多くの児童・生徒に、戦争の悲惨さ、平和の意義について考えていただく機会としていく。
また、広島市の訪問をより有意義な経験とするため、参加者同志が学び合い、より理解が深まるよう研修内容も工夫する。

No.44　公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築（公民館）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和３年度	誰もが生涯を通して学ぶことができる環境づくりを進めるため、オンラインを活用した講座の実施など、時間や場所にとらわれない学びの推進を図る。	市民

【事業概要】

公民館主催講座等についてオンラインで開催できるよう環境を整備し、定期講座やイベントなどにおいて市民の誰もが参加しやすい事業の推進を図る。

【具体的取組内容】

(1) オンライン環境の整備
分館５館に５Ｇ対応ルーターを、分館２館にはビジネスＷｉ－Ｆｉを設置し、分館でのオンライン環境の整備を進めた。
(2) オンラインを活用した定期講座等の実施
① 定期講座等
中央公民館「こだいらパパスクール」　２回
「憲法講座　憲法と私たちのくらしをつなぐ講座」　５回
「私らしく発信！女性のためのインスタ講座」　４回
小川公民館「こどもの睡眠の大切さを学ぶ」　２回

	② その他イベント（対面、ライブ配信、オンデマンド配信の併用） 中央公民館「みんなでつくる音楽祭 in 小平２０２５」			
	【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	オンラインを活用した講座実施回数（回）	２０	１１	１３
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・分館においてオンライン環境の整備を進め、公民館全館への一定の整備を完了することができた。 ・５Ｇ対応ルーターを設置した分館７館については、モバイルＷｉ－Ｆｉも活用し、フリースペースや講座室等でのオンライン環境を提供することができた。 ・子育て中の方、家族や本人が体調不良の方などに対してオンライン学習ができる機会を提供できた。			
今後の方向	・公民館全館へのオンライン環境の一定の整備が完了したため、より一層オンラインを活用した講座の実施を推進するなど、市民の誰もが参加しやすい事業の実施に努める。 ・高齢者スマートフォン教室等の実施により、デジタルデバイドの解消に取り組んでいく。			

No.45	公民館事業企画委員会による講座企画（公民館）			
事業の内容	【開始年度】 平成２６年度	【目的】 学習活動を通じて、市民と行政の協働の拠点につながる事業を市民の参加により企画する。	【対象】 講座全般	
	【事業概要】 公民館を学習施設としてだけではなく、地域のコミュニティづくりの拠点として機能する施設と位置付け、地域と継続的につながり、地域の意向を適切に反映した公民館運営を行うため、市民が事業の企画に参画する公民館事業企画委員会（以下、「事業企画委員会」という。）を各公民館に設置・運営し、翌年度の実施講座を企画する。			
	【具体的取組内容】 地域の社会資源を活用しながら、更なる異世代交流や地域交流を図るとともに、新たな公民館利用者の獲得を視野に入れた講座の検討を行った。 ＜事業企画委員会 設置経過等＞ ・平成２６年度設置館：鈴木公民館 ・平成２７年度設置館：小川公民館 ・平成２８年度設置館：上水南公民館、津田公民館、大沼公民館 ・平成２９年度設置館：中央公民館、上宿公民館、仲町公民館、花小金井南公民館、花小金井北公民館、小川西町公民館			
	【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	事業企画委員会の開催回数（回）	６８	６９	７０
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・各館合計１４１人の事業企画委員によって多様な定期講座を企画することができた。 ※令和８年度に予算計上した１５４の定期講座のうち１２８コースを企画 ・事業企画委員会の活動を通して委員同士の交流が図られ、地域のコミュニティづくりや市民との協働の拠点化に向けて前進した。 ・中央公民館においては、事業企画委員会以外にも、高校生の意見反映と公民館活動参加を目的とした高校生事業企画委員会を開催し、モノづくりワークショップ等の公民館事業を実施することができた。			
今後の方向	・事業企画委員会を通して、地域のリーダー等、市民と顔の見える関係を築き、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を構築する講座や市民の意向が反映された講座の企画を進める。 ・新たな利用者の獲得を目指す講座の企画にとどまらず、その先に続く新たなコミュニティづくりを見据え、サークル化の促進にも努める。 ・中央公民館や花小金井北公民館においては、今後の施設の複合化も見据えた講座等の企画も検討する。			

No.46　公民館の在り方の検討（公民館）

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２９年度	関係部署と連携し、中央公民館・小川西町公民館・花小金井北公民館更新のために、設計、管理運営方法の検討を進める。	市民

事業の内容

【事業概要】

令和元年１２月に策定した中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本計画、小川駅西口地区市街地再開発事業公共床等の整備基本計画並びに小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画を踏まえ、関係部署と連携しながら設計、管理運営方法の検討を行う。

【具体的取組内容】

・小川西町：関係部署と連携し、指定管理者制度導入に向けた手続きを進めるとともに、市民等への情報提供を行った。
・中央：関係部署と連携し、ショート動画の公開やオープンハウス・パネル展示を実施し、市民等への情報提供を行った。また、別棟整備の中止を公表し、説明会を開催した。
・花小金井北：関係部署と調整を行いながら、市民等の意見も聴き、基本設計をまとめた。また、ワークショップにおいて、市民に資料を提示し意見をいただきながら、「(仮称) 地区交流センターの概要（案)」を作成した。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
※設定なし			

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

関係部署と連携して事業を進めるとともに、市民等へ周知を図ることができた。

・小川西町：公民館運営審議会（9 月 9 日)、公民館利用者懇談会等連絡協議会（6 月 20 日、7 月 18 日、12 月 19 日、2 月 20 日）で説明及び情報提供を行った。
・中央：公民館運営審議会（1 月 13 日）で説明を行った。別棟整備の中止に関する説明会（1 月 17･18･21･23 日)、オープンハウス（1 月 30･31 日)、パネル展示（2 月 3 日～20 日）を開催した。施設の概要などを広く周知するため、動画を公開した。
・花小金井北：公民館運営審議会（9 月 9 日、1 月 13 日)、公民館利用者懇談会等連絡協議会（10 月 17 日、11 月 21 日、3 月 19 日）で説明及び情報提供を行った。諸室の配置動線計画や地域交流等に関するワークショップを開催した。(8 月 19･24 日、9 月 28 日、10 月 2 日)

今後の方向

市民等への情報発信に努めるとともに、関係部署と連携を図り、各施設において次の取組を進める。

・小川西町：令和８年１１月の開設に向けて準備を進める。施設のオープニングイベントや講座などを実施し、市民とともに移転の機運を醸成する。
・中央：シビック・サイト整備工事の契約手続きを進めるとともに、パーク・サイトの整備内容や複合施設の管理・運営方法等の検討を行う。
・花小金井北：基本設計と（仮称）地区交流センターの概要（案）の説明会を開催し、実施設計について令和９年３月の完成を目指す。

No.47　ハンディキャップサービスの実施（図書館）

【開始年度】	【目的】	【対象】
昭和６１年度	図書館利用にハンディキャップのある人に対し、図書館利用を促進する。	図書館利用に障がいのある方

事業の内容

【事業概要】

活字による読書が困難な利用者を対象に、録音図書（デイジー図書等）の貸出を行う。

【具体的取組内容】

(1) デイジー図書※の作成及び貸出　作成件数８件
音訳ボランティアによるデイジー図書の作成を行うとともに貸出を行った。
※視覚障がい者等が音声で聞くことができる録音図書
(2) デイジー図書等の貸出　５７７件
サピエ図書館※1に加盟し、サピエ図書館のデイジー図書のダウンロードを行い、また、

	サピエ図書館に蔵書がないデイジー図書は、全国の図書館から借用して貸出を行った。 マルチメディアデイジー図書※2については、主に寄贈を受けた資料の貸出を行った。 ※1視覚障がい者や活字での読書が困難な方々に対して、点字図書、音声データ、地域情報など、様々な情報をインターネットを通じて提供するネットワークシステム ※2デイジー図書のうち、音声とその音声部分のテキストや画像等がシンクロナイズ(同期）して画面上に表示される録音図書 (3) サピエ図書館録音図書利用ランキングの作成 サピエ図書館で人気のデイジー図書を紹介する「サピエ図書館録音図書利用ランキング」を作成し、図書館のホームページに掲載した。また、毎月音声版を作成するとともに貸出を行った。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
録音図書の貸出数（点）	５５５	７１５	５７７

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 活字による読書が困難な利用者に対して、録音図書を貸し出すことで、図書に親しみを持ち、楽しんでいただける機会を提供することができた。
今後の方向	録音図書の貸出を広く周知し、利用を希望される方々にその利用機会を提供する。

No.48　特定歴史公文書の収集・整理・保存（図書館）

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和４年度	教育委員会(中央図書館)において特定歴史公文書を将来にわたって適切に保存するとともに、市民等の自主的な利用に供する。	特定歴史公文書

事業の内容	【事業概要】 実施機関※が作成又は取得した公文書で歴史的に価値のあるものについて、保存期間満了後、教育委員会に移管されたものを中央図書館で適切に保存し、市民等の利用に供する。 ※実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
	【具体的取組内容】 (1) 特定歴史公文書の保存 実施機関から移管された特定歴史公文書について、劣化防止のため、中性紙製文書保存箱に保存した。 (2) 特定歴史公文書目録の作成 教育委員会（中央図書館）に移管された特定歴史公文書の目録を作成し、中央図書館に設置するとともに市ホームページに掲載した。 (3) ２種の事務連絡文書の発出 一つは、実施機関の１８課に対して、５，５０８件の公文書の選別及び移管対象リストの提出を依頼した。１，７０１件の移管対象リストの提出を受け、随時、移管対象リストと現物の公文書の照合確認を行った。もう一つは、全実施機関に向け、令和７年度に発生した公文書の歴史公文書の選別作業として、文書総合管理システム上で対象文書への歴史的価値の項目の入力を依頼した。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
特定歴史公文書目録掲載ファイル数（件）	３７５	３８７	３８７

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 実施機関に所管する公文書の歴史公文書への選別を通して、歴史公文書の認知を進めるとともに、目録作成の準備を行うことができた。
今後の方向	実施機関が保有する歴史公文書の教育委員会（中央図書館）への移管を進め、移管された特定歴史公文書の目録を作成・公表することで、歴史的に価値のある公文書を市民等が利用できる環境を整えていく。

No.49　図書館におけるＷｉ－Ｆｉ環境整備（図書館）

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和５年度	市民の調査研究のため、Ｗｉ－Ｆｉ環境を提供し、地域の情報拠点としての機能及びレファレンスサービスの充実を図る。	市民

事業の内容

【事業概要】

市立図書館のＷｉ－Ｆｉ環境の整備を行う。

【具体的取組内容】

未設置であった地区館（上宿図書館、津田図書館、大沼図書館）にＷｉ－Ｆｉを設置した。これにより図書館全館でＷｉ－Ｆｉ環境整備を完了した。

［スケジュール］

年度	整備館
令和５年度	喜平図書館
令和６年度	中央図書館（更新）、仲町図書館（更新）、花小金井図書館、小川西町図書館
令和７年度	上宿図書館、津田図書館、大沼図書館

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
Ｗｉ－Ｆｉ整備状況（館）	1	5	8

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

市民の地域の情報拠点としての機能及びレファレンスサービスの基盤整備ができた。

今後の方向

令和７年度中に３館にＷｉ－Ｆｉ環境を整備し、全館への環境整備が完了したことから、これまでに導入したＷｉ－Ｆｉ環境を維持・管理し、市民の調査研究を支援していく。

No.50　デジタルアーカイブの拡充（図書館）

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成３０年度	デジタルアーカイブに資料を追加し、次世代に地域の歴史を伝え、市民の地域学習や情報習得の機会を拡大する。	市民

事業の内容

【事業概要】

「こだいらデジタルアーカイブ」に市の計画や報告などの刊行物や、小平市の各種地図などの資料を追加し、インターネット上で公開する。

【具体的取組内容】

平成３１年１月より公開しているこだいらデジタルアーカイブをリニューアルした。今回の新規掲載資料として、小平市に関する地図、玉川上水の写真、鈴木遺跡資料、海岸寺山門資料、刊行物ライブラリーを追加した。また、定点撮影写真の地図画面をリニューアルし、絞り込み機能と複数の背景地図を追加した。

図書館システムと連携を行い、図書館ホームページの蔵書検索からもデジタルアーカイブの資料を検索できるようにした。

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
デジタルアーカイブ公開データ数（件）	30,116	30,115	31,126

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

小平市に関する提供資料の充実を図り、市民の地域学習や情報習得の機会を拡大できた。また、インターネット上で公開したことにより、市民だけでなく市外の利用者に対しても同様のサービスを提供できた。

今後の方向

「こだいらデジタルアーカイブ」をより広く周知し、小平市に関心を持つ方々に、時間や場所を問わず資料を利用できる機会を提供する。

<table>
<tr><td>No.51</td><td colspan="5">電子図書館サービスの開始（図書館）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の内容</td><td>【開始年度】
令和７年度</td><td colspan="3">【目的】
非来館サービスの充実と読書バリアフリーの推進のため電子図書館サービスを提供する。</td><td>【対象】
市内在住・在勤・在学者</td></tr>
<tr><td colspan="5">【事業概要】
令和７年１１月の図書館システム更新に併せ、電子書籍、オーディオブック、電子雑誌等が閲覧できる電子図書館サービスの運用を開始する。</td></tr>
<tr><td colspan="5">【具体的取組内容】
中央図書館及び各地区図書館への非来館サービスの充実や読書バリアフリーの推進のため、インターネット上で本や雑誌などの閲覧が可能な電子図書館サービスを令和７年１１月１８日に導入した。
(1) 実用書・専門書などを中心とし、朗読を収録したオーディオブックも利用できる電子書籍のＫｉｎｏｄｅｎ（キノデン）を導入した。
(2) 世界約１２０か国の７，０００タイトル以上の新聞や雑誌を閲覧できるＰｒｅｓｓ Ｒｅａｄｅｒ（プレスリーダー）を導入した。</td></tr>
<tr><td>【活動指標】
電子書籍コンテンツ数（点）</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>1,060</td></tr>
<tr><td>事業の評価</td><td colspan="5">【具体的取組内容の自己評価】
電子図書館サービスの提供を開始することができた。運用開始に当たっては、市報・ホームページ等で運用開始の周知を図った。
電子書籍は１，０６０点のコンテンツを購入した。</td></tr>
<tr><td>今後の方向</td><td colspan="5">コンテンツの選書・購入を継続して行い電子図書館の充実を図るとともに、利活用の促進について検討する。</td></tr>
</table>

No.52　**国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局：文化スポーツ課）**

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和３年度	鈴木遺跡の国指定史跡化を推進して、その保存・活用を図るとともに、市民の文化財に対する関心や愛着を高める。	鈴木遺跡及び市民

【事業概要】

令和３年３月２６日に国史跡に指定された、国史跡鈴木遺跡の保存活用を行う。

【具体的取組内容】

(1) 鈴木遺跡保存管理等用地の史跡整備のための計画の策定
国史跡鈴木遺跡整備基本計画を策定し、用地内の整備内容を具体的に取りまとめた。
史跡整備の有識者からなる国史跡鈴木遺跡整備基本計画検討委員会を３回開催し、整備基本計画の内容検討を行った。（６月１７日、１０月８日、２月１２日）

(2) 鈴木遺跡に関する教育普及事業の実施
鈴木遺跡についての理解促進のため、体験講座やパネル展示を実施した。

事業内容	開催日・期間	開催場所	参加人数
地域懇談会 「国史跡鈴木遺跡の整備に関する地域懇談会」	７月２６日	あおぞら福祉センター	１６人
文化財体験講座 「黒曜石で旧石器を作ってみよう」	８月１９日	鈴木遺跡資料館展示室	１３人
鈴木遺跡整備事業オープンハウスパネル展「鈴木遺跡の今、そして未来」	３月２０日～２８日	鈴木遺跡資料館	６２人
こだいら遺跡ウォーク 「国史跡鈴木遺跡をあるく」	３月２８日	鈴木遺跡資料館ほか	１９人
校外学習対応（１校、八小）		鈴木遺跡資料館	６人

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
国史跡鈴木遺跡整備基本計画検討委員会・講座・展示・ウォークイベント・体験講座等開催回数（回）	4	7	7

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・国史跡鈴木遺跡整備基本計画を策定したことにより、鈴木遺跡保存管理等用地整備事業について、具体的な方向性を示すことができた。
・鈴木遺跡に関する講座・展示・ウォークイベント・体験講座等を開催することにより、鈴木遺跡について市民の理解を深めることができた。
・地域懇談会やオープンハウスパネル展を実施し、鈴木遺跡保存管理等用地整備事業の内容や進捗状況について、地域住民等の理解促進を図ることができた。

今後の方向

・鈴木遺跡保存管理等用地の一般開放を目指して、令和７年度に策定した国史跡鈴木遺跡整備基本計画に基づき、令和８年度から史跡整備のための基本設計に着手する。
・鈴木遺跡に関する教育普及事業を実施することにより、より一層市民の理解を促進する。
・事業の進捗状況について適宜市民に周知し、円滑な事業実施及び一般開放につなげる。

No.53　**発掘調査写真のデジタル化（市長部局：文化スポーツ課）**

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
令和７年度	鈴木遺跡の初期の発掘調査時に撮影した写真のデジタル化を行い、市民向けに公開を行う。	鈴木遺跡関係の写真及び市民

<table>
<tr><td></td><td>【事業概要】
鈴木遺跡は発掘調査が行われるようになってから５０年を経過した。その際に発掘現場などで撮影したフィルム写真について、劣化が深刻化する前にデジタル化を行うことで、学術的に貴重な情報を守るとともに、市民向けに公開する。</td></tr>
<tr><td></td><td>【具体的取組内容】
鈴木遺跡の発掘時に撮影した写真がアルバムで約２５０冊あり、そのうち特に発掘作業の様子や地層の状況、出土品の見つかった状況などが分かるものなどを中心にデジタル化を進めた。</td></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>【活動指標】</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th></tr>
<tr><td>デジタル化した写真数（枚）</td><td></td><td></td><td>4,820</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>事業の評価</td><td>【具体的取組内容の自己評価】
発掘調査時の写真の一部についてはデジタル化を行うことができた。ただし懸念されていた褪色は発生しており、今後、修復・復元などを検討する必要がある。
作成した写真データについては、鈴木遺跡資料館のモニターで公開している。デジタル化した写真は２０枚程度ごとに、順次公開を進めて行く予定である。</td></tr>
<tr><td>今後の方向</td><td>デジタル化した写真データの公開を行い、鈴木遺跡に対する市民の関心を喚起するきっかけの一つとする。</td></tr>
</table>

基本的施策12　生涯学習を通じた地域づくりの推進

令和７年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和７年度主要事業」より抜粋）

・地域の学習資源の活用や多様な学習機会の創出により、地域の自然、歴史・文化や芸術活動に親しみ、理解を深め、ふるさとを愛する心をもつこどもを育てることが求められます。
・成熟社会における生涯学習のかたちを実現するため、学習活動の成果を他の人や地域に還元することが望まれています。また、行政と連携・協働して取り組む地域の担い手が育つ必要があります。

令和７年度の主要事業

№54　地域と連携したジュニア向け講座の実施
№55　地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施

成果指標

	成果指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度
①	地域支援講座開催回数（回）		84	63	62
②	全国学力・学習状況調査（質問紙）「今住んでいる地域の行事に参加している」（令和５年度以前）、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」（令和６年度以降）に対する肯定的な回答割合（%）	小学校	43.1	83.4	82.1
		中学校	26	73.3	72.2

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.54　地域と連携したジュニア向け講座の実施（公民館）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２８年度	学校以外での学習の場として、様々な体験から興味・関心を深めるきっかけを提供する。	市内在住・在学の小・中学生

【事業概要】

中央公民館において、市内の団体等と連携したジュニア大学を開設するとともに、全館でこどもの興味・関心を深めるきっかけとなる様々な体験講座を開設する。

【具体的取組内容】

ジュニア講座：２８コース（対前年度比＋２コース）
受講者４９９人（対前年度比＋４８人）

小・中学生を対象に、地域の多様な主体と連携を図り、様々な体験や地域住民との交流等から学習への興味・関心を深めるきっかけづくりにつながる講座を実施した。

主な講座	実施館	総講座数
ジュニア大学	中央公民館	5
戦後８０年・戦争と平和について考えよう	小川公民館	2
小学生のためのお金のはなし	花小金井北公民館	1
キッズダンス　K-ＰＯＰ	上宿公民館	1
折り紙ヒコーキを作って飛ばそう	上水南公民館	5
動画のつくりかたを学ぼう	小川西町公民館	1
銀河スライムを作ろう！	花小金井南公民館	4
かっこいい！K-ＰＯＰダンス	仲町公民館	3
競技かるたを体験してみよう	津田公民館	1
やってみよう、冬のみんなのお菓子づくり	大沼公民館	3
夏休みフラワーアレンジメント教室	鈴木公民館	2

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
講座実施数（コース）	３１	２６	２８

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・工作、料理、デジタルなど、様々な分野における体験の場を通じて考える力を養い、自ら探究することの楽しさを知ることで、様々な分野への興味・関心を深める機会を提供することができた。
・グループワークやものづくり等の過程で一緒に協力して取り組むことで、学校間をまたいだ交流につながった。
・中央公民館においては、東京都共催事業「くりらぼ in 小平」を実施し、身近な場所で気軽にデジタル創作体験に参加できる機会を提供することができた。

今後の方向

・引き続き地域の多様な主体と連携を図りながら、様々な体験を通した地域への興味・関心を深めるきっかけづくりとなる講座を実施する。
・市内在住の小学生を対象として、夏休み期間中、デジタル機器を活用したこどもの創作体験活動を実施する。

No.55　地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施（公民館）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】
平成２８年度	公民館を利用するきっかけづくりを提供するとともに、地域課題の解決及び公民館サークルの活用、支援につなげる。	市民

【事業概要】

市民が学びあうことを基本に、公民館を気軽に利用するきっかけづくりや地域の課題解決に向けて、地域活動・地域連携をテーマに、地域で活躍している方やサークル活動参加者が講師となる、地域密着型の講座を開設する。

【具体的取組内容】

地域支援講座：２３コース（対前年度比＋３コース）
受講者８６１人（対前年度比▲５６人）

主な講座	実施館	総講座数
チョウが教えてくれる自然のつながり	中央公民館	3
日本語支援ってなあに？	小川公民館	2
めざせ！腸美人　発酵パワーで簡単麹生活	花小金井北公民館	2
楽しくスマートフォンを学ぶ	上宿公民館	1
小平の偉人たちを巡る	上水南公民館	2
小川パレットって、どんなところ？	小川西町公民館	2
花南コミュニティカレッジ	花小金井南公民館	1
小平特産！ブルーベリーを楽しもう	仲町公民館	2
ヤングケアラーについて学ぼう	津田公民館	2
小平産のゆずを使ったゆず胡椒づくり	大沼公民館	4
アーティストフォーラム	鈴木公民館	2

【活動指標】	令和５年度	令和６年度	令和７年度
講座実施数（コース）	２６	２０	２３

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】

・地域で活躍している方に講師を依頼する等により、地域の歴史や魅力を感じていただく講座、地域における様々な課題の解決につなげるための講座等を開設することができた。
・新たな公民館利用者の獲得や地域課題解決に向けた活動の活性化が図られるとともに、講師と受講者及び受講者同士の交流が生まれ、サークル化した団体もあった。

今後の方向

・市民が学びあうことを基本に、地域で活動する市民の人材育成や団体の活性化等の視点を踏まえ、地域と連携・協力を図りながら、地域における様々な課題の解決や、より豊かな地域のコミュニティづくりにつなげるための講座を実施する。
・小平の文化、土地柄等、市内のあらゆる魅力ある資源も活用し、地域への愛着を持ってもらうきっかけづくりとなる場を提供する。

Ⅳ　学識経験者からの意見

東京学芸大学准教授　倉持 伸江

1　総論

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき、第二次小平市教育振興基本計画に定める基本的施策の達成のため、令和7年度に策定された年次計画に掲げた55事業と、その他教育委員会が特に重要と認める2事業の、合計57事業の自己点検・評価について資料で確認しました。またその中から、23事業（新規事業5、教育委員会が特に重要と認める事業2、有識者が選定した事業16）について、全2回の事務点検・評価有識者会議で説明を受け、詳細に確認しました。

第二次小平市教育振興基本計画で立てられている3つの目標―「目標1　自分を認め 他者を認め 一人ひとりの子どもの良さや可能性を最大限に引き出します【自立】」「目標2　学校・家庭・地域がつながり 持続可能な教育環境をつくります【共生】」「目標3　一生涯にわたって学び受け継がれる小平の教育の好循環をつくります【貢献】」の実現に向けて計画・実施された事業は、いずれも基本的に適切に実施されています。さらに、年度当初計画になかった2事業「市立小学校朝の学校施設開放における見守り員の配置」「通学路防犯カメラの増設」について、社会的な情勢や課題に柔軟かつ即時に対応して取り組んだことは、大いに評価できます。

自己点検・評価の様式は、目的や対象とともに、事業概要・取組内容・活動指標・自己評価・今後の方向性の項目ごとに、事業の成果と内容が具体的に分かりやすく記述されていました。自己点検・評価の目的は、各担当課が課題や取組の方向性を共有・把握することとともに、市民への説明責任を果たすことですので、今後も分かりやすい記述となるよう、期待します。

2　個別事業への意見

・No.6　第5次小平市こども読書活動推進計画に基づいた取組の実施

・No.7　学校図書館への支援

・No.8　ティーンズ委員会の開催

令和7年3月に策定された「第5次小平市こども読書活動推進計画」では、第4次計画期間からの課題をふまえて「読書習慣が継続するための取組の推進」「多様なこどもたちの読書活動の支援」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「こどもの視点に立った読書活動の推進」という4つの目標が掲げられていますが、その実現に向けて、未就学児から小・中・高校生を対象にした多様な取組が、充実した内容で展開されています。

学校図書館への支援では、すべての小・中学校に学校司書を配置、学校図書館相談員2名が小・中学校を巡回し相談業務に対応、学校司書への研修も7回実施されるなど、とても充実した支援が継続的に取り組まれていることが大いに評価できます。

中・高校生が委員となって意見交換しながらおすすめ本について大賞を選定したりPOPを作成したりするティーンズ委員会は、平成30年度から取り組まれ定着してきた事業といえます。一定数の中・高校生に継続的に参加・参画を促すことは簡単ではありませんが、中・高校生世代の目線で読書に親しんでもらうための取組を今後もより多くの当該世代を巻き込みながら充実させていくことが期待されます。

こうしたこどもの読書活動の推進や図書館を活用した学びの支援について、小平市教育委員会は長年、さまざまな事業を通して力を入れて取り組んできました。ただ、環境や機会は非常に充実しているにもかかわらず、こどもの読書離れの現実は看過できません。小平市だけの課題ではありませんが、学校・家庭・地域のさまざまな関係者が緊密に情報共有し、こどもの実際の生活や関心によりそいながらより効果的な事業の在り方を見直していくことも大切だと思いました。

・No.19　不登校児童・生徒への支援の充実

不登校児童・生徒数が増加する現状に対して、校内別室指導支援員や不登校対応巡回教員の配置、チャレンジクラス「上水さくら学級」、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム「バーチャルスペースこだいら」の実施、学校と家庭の連携推進事業など、多様なこどものニーズに応じたサポートが充実しています。すべてのこどもが学び健やかに成長することを保障し、安心して過ごせる居場所、人や社会とつながる機会が地域に多様にあることが重要であることから、今後も地域や関係機関と連携・協働してさらに支援を充実させてほしいです。

・No.31　コミュニティ・スクールの推進

令和7年度にすべての市立小・中学校にコミュニティ・スクール（CS、学校経営協議会）の設置が完了したということで、保護者や地域の意見を学校経営に反映させ、地域とともにある学校づくりの環境が整いました。それぞれの地域や学校の特色をいかしつつ、多様な立場や経験からなるCS委員の意見や意欲を引き出し、活性化させていくことが今後の課題です。教職員やCS委員同士の学びあいや交流の機会を積極的に設け、学校と地域がともに成長するビジョンを共有・実現してください。

・No.36　子育て支援に関する講座の実施

・No.45　公民館事業企画委員会による講座企画

・No.46　公民館の在り方の検討

子育てに関する講座について、昨年度比14コース増の31コースが各公民館で実施され、受講者は昨年度比230人増の477人が参加したことは、家庭教育の向上および子育て中の親への学習支援として素晴らしい取組といえます。多彩なテーマや内容に加え、オンライン参加に対応するなど参加しやすい工夫がなされています。講座をきっかけに自主サークルが誕生するなど、学びを通じたつながりづくりにも貢献しています。子育て支援に関する講座が増加した背景には、公民館事業企画委員の地域課題のとらえや問題意識にも関連していると考えられます。

市民の参加によって公民館の事業を企画する公民館事業企画委員会の取組は、全館に設置されて8年たち、地域のニーズや関心を反映した、各館の魅力ある講座づくりにつながっています。講座の企画・実施を通した交流は、地域のコミュニティづくりにもつながっています。中央公民館の高校生事業企画委員会も、若い世代の参加を意図した意欲的な取組といえます。今後、館を超えた事業企画委員同士の交流や情報交換をさらに促進することで、ワザや知恵が共有され、小平市らしい公民館事業を企画する力の育成にもつながると考えられます。

公民館は地域の学びの拠点であり、講座等の事業は地域のつながりづくり、コミュニティづくりのきっかけとしても重要なものです。小川西町では小平市で初めての複合施設が令和8年度に誕生し、現在検討がすすめられている中央、花小金井北も含めて新たなフェーズに入り始めているともいえます。中央教育審議会でも社会教育の在り方についての検討の中で社会教育施設の在り方についても検討が続いていますが、何を継承し、何を革新していくのか、市民や関係部署とともに、引き続き熟議を続けてください。

・No.38　小平地域教育サポート・ネット事業の推進

統括コーディネーター、地域教育コーディネーターの活躍に支えられて、小平市の特徴でもあり強みでもある地域教育サポート・ネット事業は発展し、定着してきました。地域の教育力の向上に大いに資してきた取組ですが、昨年度に引き続き、ボランティアの数が減少していることは残念でもあり、不安な点です。短期間で解決できる課題ではありませんが、学びと活動の循環を意識しつつ、これまでの呼びかけ方や周知の仕方を今一度見直し、さらなる充実をはかってください。

3　全体としてさらに望まれること

令和7年度の取組をふりかえって、教育事業の多くは、学校や行政と保護者、地域住民との連携や協働が

必要で、市民をはじめボランタリーな協力が不可欠であることを改めて実感しました。今回の自己点検・評価を通して、地域の力に期待する事業が多い一方で、様々な事業で担い手が不足しているということが共通の課題となっています。複雑化・多様化する社会の中で、生活スタイルは変化し、人々の多忙感は増していると思われ、これまでの呼びかけ方では人材確保は難しいことが増えていくかもしれません。一方で、活動を知らない、地域で何かボランティアを始めてみたいがきっかけがない、時間の調整がつかない、といった人も少なくないと思われます。試しにやってみたら楽しいから続けたい、自分のできる範囲から始められるかもという人もいます。こどものためのボランティア活動が保護者や地域住民の地域での居場所や生きがい、社会参加になるといった観点もよく指摘されるところです。こどもからおとなまで、すべての世代が地域について学びつつ、地域への関心を高め、地域の中でつながりをつくり、ひいては地域の中での活動へと自然な形で発展していく。そうした展望をもって事業運営にあたることが必要です。また、事業間の重なりや連動性を意識化し、学びと活動の循環を促すことも重要ではないでしょうか。

実践女子大学　大学教育研究センター特任教授　　新村　紀昭

1　総論

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき作成された「小平市教育委員会事務の点検及び評価－令和7年度分－報告書」を拝見しました。この報告書は、第二次小平市教育振興基本計画に定める基本理念や目標に沿って立てられた基本的施策の達成のために、年次計画に掲げられた主要事業等57事業の点検・評価報告書であり、そのすべてを資料で確認し、その中の23事業（新規5事業含む）については、口頭でさらに詳しく達成状況を確認いたしました。

令和7年度は、新型コロナウイルス感染症が第5類に分類されて2年が経過し、学校は日常の教育活動を取り戻すと共に、こどもと関わる時間の確保と教育活動の一層の充実を図るための働き方改革が一層推進され、ICTを活用して持続可能な学校教育が進行しています。そして、このことはこの点検・評価の中でも重要な位置を占めています。全体としては、第二次小平市教育振興基本計画に定める基本的施策に沿って、各事業が確実に成果を上げていると評価できます。

2　個別事業への意見

基本的施策1　確かな学力の向上については、成果指標の全国学力・学習状況調査の平均正答率が、調査対象の児童・生徒が毎年異なるにもかかわらず、全国平均を上回っており、どの学校、どの学年においても、学習指導要領に示された学習内容の定着を図ろうと努めていることが確認できました。また、学力向上に向けた基礎基本の定着については、学校の授業は無論のこと、以下の諸事業がその支えになっていると考えます。

No.1　授業支援システムの全学年への導入　令和6年度は、小・中学校の一部の学年に授業支援システムが試行的に導入されましたが、7年度は全校全学年に拡充されました。各学校では、ほぼ毎日、児童・生徒間や教員との間でこのシステムが活用され、授業中の情報交換や、意見集約による深い学び、個別指導、教員間の情報共有、指導と評価に資する学習データの蓄積などが行われており、学習者用端末は児童・生徒にとって鉛筆や消しゴムといった学用品と同等の道具として利用されている点は、高く評価することができます。

No.5　中学校放課後学習教室の実施　地域と学校の連携・協働活動の一環として、放課後の学習支援に地域人材の活用が進められており、令和7年度の実施回数は、前年度の約1．36倍となりました。これは、ある中学校で積極的に生徒に呼びかけ、学力向上に努めた結果だと伺いましたが、素晴らしい取組だと思います。限られた予算だと思いますが、こうした好事例を他校にも水平展開して、全中学校で積極的な学習支援につなげていただきたいと考えます。また、この事業に関連して経済的な支援が必要な家庭に対しては、他部署で別の学習支援対策をとっていることもわかり、きめ細やかな支援が行われている点は、高く評価できます。

基本的施策3　豊かな心の育成　多様性の時代の中で、いじめの重大事態や児童・生徒の自死、不登校等の増加傾向が続き、大きな社会問題となっています。本市では、こうした課題の解決に向けて全小・中学校で「特別活動」を重視し、意図的、組織的に児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を推進しており、高く評価できます。また、この取組が、児童・生徒の自己肯定感や他者の良さを認める姿勢の高まりに繋がっていることが、有識者会議で参考資料として配付された「小平市の特別活動」のアンケート結果にも表れており、こうした日々の積み重ねは高く評価できます。

No.15　いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進　いじめに関わるアンケート調査の精度が上がっており、発生件数の認知数は増えていますが、いじめから不登校状態に陥る重大案件は0件、いじめの解消率は全体の約80％と聞きました。未解決の案件も、個別の対応と校種を跨る連携で、粘り強く対処しているとのことでした。今後も、いじめに関わる調査や学習者用端末等も活用し、児童・生徒の心や体調の変化を早期に把握し、課題の早期発見と迅速な対応に努めるとともに、「再発防止に向けた提言」を重視した未然防止の取組の一層の充実が望まれます。

No.19　不登校児童・生徒への支援の充実　令和5年、文部科学省は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」を公表し、増え続ける不登校の課題に対し、学校・行政・家庭が連携して「学びの場の確保」「心の小さなSOSの見逃し防止」「学校風土の見える化」を進めることを目標としています。不登校対策については、心の居場所づくりや社会的自立に向けた支援が重要ですが、ゆとりある環境で過ごせるチャレンジクラスやバーチャルスペースこだいらの設置など様々な居場所づくりを行い、それらを利用する児童・生徒が少数ですが増加している点は評価できます。また、チャレンジクラスでは作業療法士を招いての特別授業や校外学習の実施など、社会とのつながりを重視した取組が行われている点は高く評価できます。今後は、さらに一人でも多くの児童・生徒がこうした環境を活用するように周知するとともに、前出のいじめ問題同様、学習者用端末等を活用した実態把握と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、学校と家庭の連携推進事業の充実を図り、居場所のない児童・生徒の解消に努めていただきたいと考えます。

基本的施策4　自立心の養成　ソサエティ5．0（Society5．0）の時代を間近に控え、一人一人の児童・生徒が主体的に社会に参画する姿勢や課題を見つけ解決しようとする姿勢を育むことは重要なことだと考えます。

No.20　小・中学校におけるキャリア教育の推進　中学2年生の職場体験ですが、令和7年度は、11事業所が増えて、238事業所の協力を得て実施できたことは、生徒の体験の幅が広がり、よかったと思います。また、職場体験ワークシートを活用し体験を充実させているとのことですが、今後はキャリア・パスポートの発達段階に応じた様式や内容の工夫、活用方法について、進路指導主任会等を通じて検討していただきたいです。

No.22　小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進　「小平市立学校における情報活用能力の育成指針（改訂版）」に沿って、操作スキルや探究スキル、プログラミング思考、情報モラル・セキュリティ、生成AIの活用といった発達段階に応じた情報活用能力が体系的に育成されていることが分かりました。この育成指針に基づく指導により、市内のどの学校で学んでいても、同等のスキルが身に付くようになっていることは重要なことです。今後は、さらに、東京都の研究指定を受けて教材開発に取り組んだ推進校の取組や他地区の取組を積極的に活用し、情報教育や各教科のICT活用など、指導のさらなる改善充実に取り組んでいただきたいと考えます。

基本的施策5　一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実　　特別な支援を必要とする児童・生徒が増加する中、障害のあるこどもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が求められています。

No.25　小・中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営　令和7年度、中学校にも同特別支援学級が開級し、生徒一人一人の特性に応じた連続性のある学びの場が提供され、小学校から2名が継続して入級したことは評価できます。また、手探り状態の中、学校と教育委員会が密に連携し、作業療法士等の専門家指導・支援を受けて指導している点も高く評価できます。今後は、インクルーシブ教育の視点から、児童・生徒の社会性の醸成に向けて通常学級との交流も、ぜひ検討し実施していただきたいです。また、No.24 就学支援委員会の充実を図り、適切な判断の下、連続性のある指導と個々のニーズに適切に対応できる体制づくりを、一層推進していただきたいです。

3　全体としてさらに望まれること

本市では、令和7年度にすべての小・中学校へ学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールへの移行を完了いたしました。これは、学習指導要領の基本理念である「社会に開かれた教育課程」の実現へ、さらに一歩近づいたことを意味します。この取り組みを支える根幹こそが「地域と学校の協働活動」であり、その活動を牽引する「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）」の役割にほかなりません。また、児童・生徒の「個別最適な学び」に向けた学習支援や、きめ細やかな指導体制を築くための「学校における働き方改革」の推進においても、地域の理解と協力は不可欠です。国が示す学校における「業務の3分類」に基づく適切な役

割分担を進める上でも、地域の力が必要とされています。しかし現在、激動する社会情勢や物価高騰に伴う家庭環境の変化などにより、地域住民によるボランティア活動は年々減少し、人材確保が極めて難しい状況にあります。こうした状況を打開するためには、コーディネーターへの支援強化、ボランティアの意欲向上につながるインセンティブの工夫、さらには市が主導する人材バンクの構築など、多角的な方策を考え、学校・行政・保護者・地域が一体となって取り組んでいただけるよう期待しています。

Ⅴ　資料編

《資料1》 小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針

平成２０年１２月１８日
小平市教育委員会決定
改正　平成２６年４月１日
改正　平成２７年４月１日

１　趣旨

小平市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条の規定に基づき、毎年度、自らの権限に属する事務（同法第２５条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

２　実施方法

(1) 点検及び評価は、前年度の主要な事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度１回実施する。

(2) 点検及び評価の対象は、点検及び評価を実施する年度の前年度の主要な事業（小平市教育振興基本計画に基づき、毎年度策定する年次計画に掲げた事業その他委員会が特に重要であると認める事業をいう。）とする。

(3) 点検及び評価を行うに当たっては、意見を聴取する機会を設けること等により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。

(4) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

①　「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

②　「点検・評価に関する有識者」の任期は、１年を超えない範囲で委員会が指定する期間とし、再任を妨げない。

(5) 委員会は、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、小平市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

《資料2》 小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱

平成２０年１２月１８日　制定
改正　平成２７年　４月　１日

（目的）

第１条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条の規定に基づき、小平市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

(1) 点検　主要な事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。

(2) 評価　主要な事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第３条　点検及び評価の対象は、点検及び評価を実施する年度の前年度の主要な事業（小平市教育振興基本計画に基づき、毎年度策定する年次計画に掲げた事業その他委員会が特に重要であると認める事業をいう。以下同じ。）とする。

（点検及び評価の実施）

第４条　点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度１回実施する。

２　点検及び評価を行うに当たっては、意見を聴取する機会を設けること等により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

３　委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、小平市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

（学識経験者等の知見の活用）

第５条　教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

（委任）

第６条　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

（施行期日）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

《資料3》 小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者設置要綱

平成２０年１２月１８日　制定

（目的）

第１条　この要綱は、小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）第５条に規定する、点検・評価に関する有識者の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　要綱に規定する点検及び評価に当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、小平市教育委員会（以下「委員会」という。）に点検・評価に関する有識者を設置する。

（有識者の数）

第３条　点検・評価に関する有識者は２人以内とする。

（委嘱）

第４条　点検・評価に関する有識者は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

（委嘱期間）

第５条　点検・評価に関する有識者の委嘱期間は、１年を超えない範囲で委員会が指定する期間とし、再任を妨げない。

（職務）

第６条　点検・評価に関する有識者は、委員会の求めに応じ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施にあたり、事業の進捗状況、課題及び今後の取組の方向性等について、意見を述べるものとする。

（職務上の注意）

第７条　点検・評価に関する有識者は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委嘱を解かれた後も、また、同様とする。

（委任）

第８条　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

（施行期日）

この要綱は、平成２０年１２月１８日から施行する。

《資料4》 点検・評価の経過

<table>
<tr><td>令和8年
4月</td><td>教育委員会各課（館）及び市長部局の担当課にて、自己点検・評価を実施
（点検・評価票を作成）</td></tr>
<tr><td>7月9日（木）</td><td>第1回小平市教育委員会事務点検・評価有識者会議を開催
<table>
<tr><td>時　　間</td><td>午前9時～午前11時</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td>小平市役所　601会議室</td></tr>
<tr><td>主な内容</td><td>点検・評価の概要説明
各事業の自己点検・評価の内容説明
質疑・応答、意見交換</td></tr>
<tr><td>出 席 者</td><td>≪教育委員会≫
教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、
地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、
学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、
地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長
≪市長部局≫
文化スポーツ課長</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>7月17日（金）</td><td>第2回小平市教育委員会事務点検・評価有識者会議を開催
<table>
<tr><td>時　　間</td><td>午後1時15分～午後2時30分</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td>小平市役所　501会議室</td></tr>
<tr><td>主な内容</td><td>質疑・応答
学識経験者からの講評</td></tr>
<tr><td>出 席 者</td><td>≪教育委員会≫
教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、
地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、
学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、
地域学習支援課長補佐、中央公民館長、中央図書館長
≪市長部局≫
文化スポーツ課長</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>8月20日（木）</td><td>教育委員会8月定例会
「小平市教育委員会事務の点検及び評価－令和7年度分－報告書」を付議</td></tr>
</table>